

平成 24 年 度

人 権 教 育 ・ 啓 発
事 業 実 施 計 画

(案)

新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

目 次

・ 知事直轄組織（知事室長 G）	・ ・ ・ ・ ・	1
・ 知事直轄組織（職員長 G）	・ ・ ・ ・ ・	9
・ 総務部	・ ・ ・ ・ ・	1 3
・ 政策企画部	・ ・ ・ ・ ・	1 7
・ 府民生活部	・ ・ ・ ・ ・	2 1
・ 府民生活部（人権啓発推進室）	・ ・ ・ ・ ・	2 9
・ 文化環境部	・ ・ ・ ・ ・	4 1
・ 健康福祉部	・ ・ ・ ・ ・	4 9
・ 商工労働観光部	・ ・ ・ ・ ・	5 9
・ 農林水産部	・ ・ ・ ・ ・	6 5
・ 建設交通部	・ ・ ・ ・ ・	6 9
・ 教育庁	・ ・ ・ ・ ・	7 3
・ 警察本部	・ ・ ・ ・ ・	8 1

知事直轄組織（知事室長）

所掌事務	・ 広報紙や広報テレビ・ラジオ番組放送による府民への人権啓発 ・ 府政記者に対する人権に配慮した取材・報道の要請 ・ 外国籍府民（府内に在住する外国人）の支援	計画との関係	人権教育・啓発の場 特定職業等 人権問題	
所管事項に関する課題認識	・ 同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障がいのある人、女性、外国人に関わるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要。 ・ 海外からの人材の受入に伴う社会への影響や受入の効果について、人権尊重に基づいた正しい認識と十分な府民理解が必要。 ・ 海外からの人材が、地域に定着してもらえるよう、きめ細かな生活環境の改善やホスピタリティー（温かい受入）の向上、文化的多様性に配慮した多文化共生の交流型社会の形成が重要。			
取組の方向	・ 実際に生じている問題も踏まえて、各種広報媒体を活用し人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行う。 ・ 外国籍府民等の人権啓発について、あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護を目指し、新聞やラジオ等による啓発活動に取り組む。 ・ 外国籍府民が安心して生活できるような、安心・安全情報や防災・医療関係情報を記載したりフリーレットやガイドブックの配布や外国語による生活相談を実施するほか、外国籍府民の府政への参加を推進し、共に生きる京都府づくりを進めるための懇談会を開催する。 ・ 地域の国際交流の促進を図るため、京都府名誉友好大使の活用や、小中高等学校等で外国語指導等を行う外国青年の招致を行うとともに、国際理解のための事業を実施する（財）京都府国際センターの活動を支援する。 ・ アパート等民間住宅に入居する留学生を支援するために、「きょうと留学生ハウス」を運営するとともに、府営住宅に外国人研究者・留学生等の世帯のために優先枠を設け、入居募集を実施する。			

【知事直轄組織（知事室長G）】

事業名			実施時期	概要	要	担当課（室）
マスメディア関係者に対する働きかけ			随時	府政記者に対し、府政記者の異動時、又は個々の事案発生時、その都度人権に配慮した取材・報道を要請		広報課
新計画との関係	人権教育・啓発の場					
	特定職業従事者	マスメディア関係者				
	計画の推進策					
	人権問題					
きょうと府民だよりの発行			8月 (人権強調月間)	府政広報紙による人権啓発 〔内 容〕 ・ 8月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・ 12月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・ 他月号：人権にかかわりのある記事（コラム）を掲載 〔数 量〕 毎月 1, 180, 000部 (別途文字拡大版1,500部・点字版490部、テープ版・デージー版（CD）550本)	広報課	
新計画との関係	人権教育・啓発の場					
	特定職業従事者					
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施				
	人権問題	全般				
テレビ番組放送 京都ふらりー			8月 12月	広報テレビ番組内で、人権啓発に関する情報を取り上げて放送 〔放送局〕 KBS京都 〔放送内容〕 ・ 8月及び12月に人権に関する府政情報	広報課	
新計画との関係	人権教育・啓発の場					
	特定職業従事者					
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施				
	人権問題	全般				

【知事直轄組織（知事室長G）】

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
テレビスポット放送			5月 (憲法週間)	人権問題に関するスポット放送 〔放送局〕 KBS京都 〔放送内容〕 各実施月に応じて構成した30秒スポット	広報課
新計画との関係	人権教育・啓発の場		8月 (人権強調月間)		
	特定職業従事者		9月 (就職採用選考)		
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	12月 (人権週間)、 3月 (就職)		
	人権問題				
ラジオ番組放送 〔きょうとほっと情報〕			5月 8月 9月 12月	人権問題を取り上げて構成した広報ラジオ番組の放送 〔放送局〕 KBS京都 〔放送内容〕 各実施月に応じて構成	広報課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施			
	人権問題				
ラジオ番組放送 〔Kyoto Prefecture Public Line〕			5月 8月 9月 12月	人権問題を取り上げて構成した広報ラジオ番組の放送 〔放送局〕 エフエム京都 〔放送内容〕 放送時期に応じて構成	広報課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施			
	人権問題				

【知事直轄組織（知事室長G）】

事業名			実施時期	概 要	担当課（室）
ラジオ番組放送 〔Kyoto Prefecture Eyes〕			8 月 1 2 月	人権問題を取り上げて構成した広報ラジオ番組の放送 〔放 送 局〕 エフエム京都	広 報 課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			〔放送内容〕 人権強調月間及び人権週間に京都府の取組等を広報	
	特定職業従事者				
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施			
	人権問題				
ラジオスポット放送			8 月 1 2 月	人権問題に関するスポット放送 〔放 送 局〕 エフエム京都 〔放送内容〕 各実施月に応じて構成した30秒スポット	広 報 課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施			
	人権問題				
ラジオスポット放送			1 2 月	人権問題に関するスポット放送 〔放 送 局〕 KBS京都 エフエム京都 〔放送内容〕 人権週間をフォローする形で、若年層に訴える内容の20秒スポット	広 報 課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施			
	人権問題				

【知事直轄組織（知事室長G）】

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
新計画との関係	生活サポート情報の提供		通 年	（財）京都府国際センターホームページにおける外国籍府民に対する生活情報の提供 [内 容] 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語により提供	国 際 課
	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	外国人			
新計画との関係	外国語ラジオ番組放送		通 年	外国籍府民に生活情報等を提供するラジオ番組 [放送局] FM 802 [放送内容] 英語、中国語による生活情報・府政情報	国 際 課
	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	外国人			
新計画との関係	多言語による府政情報の発信		通 年	府のホームページを多言語化（英語、中国語、韓国・朝鮮語） メールマガジン「Kyoto Prefecture Hot Information」（英語版）の発信（1回／月）	国 際 課
	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	外国人			
新計画との関係	外国籍府民共生施策懇談会		5～2月 頃の期間	[目的・概要] 外国籍府民の府政への参加を推進し、外国籍府民と共に生きる京都府づくりを進めるため、外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題等について意見を求め、知事に意見を報告 [内 容] ・委 員 12名（うち外国籍府民8名） ・テ ー マ 外国籍府民が暮らしやすい多文化共生社会の形成を推進する施策や課題 ・開催回数 3回程度	国 際 課
	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	外国人			

【知事直轄組織（知事室長G）】

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
新計画との関係	外国人研究者・留学生等のための居住支援		通 年	1 外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居 〔目的・概要〕 外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施 〔内 容〕 6月、10月、2月に大学を通して入居者を募集 2 短期滞在外国人研究者等のための住宅確保 〔目的・概要〕 特別賃貸府営住宅を活用し、京都に短期間（原則1年以内）滞在する外国人研究者等に対して家具等を備えた住宅を提供 〔内 容〕 主 体：KYOの海外人材活用推進協議会（事務局：京都府国際課） 確保住宅：岩倉長谷団地2戸、洛西竹の里団地1戸 提供時期：空室があれば随時、大学を通して入居者を募集 3「きょうと留学生ハウス」の運営 〔目的・概要〕 地方職員共済組合等と連携し、平安会館施設を活用して、留学生宿舎を整備・提供 〔内 容〕 38室、交流・談話スペース	国 際 課
	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	外国人			
新計画との関係	外国人のための防災ガイドブック		通 年	〔目的・概要〕 普段生活する上で役立つ情報や風水害・地震などの災害が発生した際に役立つ情報を発信するため、多言語等による冊子の配布及びホームページへの掲載を行い、外国籍府民の災害時支援に資する。 〔内 容〕 対 象 者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語 配布場所：府内市町村（外国人登録窓口） 地域国際化協会 （財）京都府国際センター	国 際 課
	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	外国人			

【知事直轄組織（知事室長G）】

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
外国籍府民のための安心・安全情報の提供			通 年	〔目的・概要〕 京都府外国籍府民共生施策懇談会において出された意見を踏まえ、病気、火事、犯罪等の緊急時における連絡、対応方法等といった基本情報を記載したリーフレットを配布し、外国籍府民の安心・安全な生活を支援する。 〔内 容〕 対 象 者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語 配布場所：府内市町村（外国人登録窓口等） （財）京都府国際センター 地域国際化協会	国 際 課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	外国人			
外国籍府民のための医療ガイドブック			通 年	〔目的・概要〕 京都府外国籍府民共生施策懇談会において出された意見を踏まえ、日本の病院の特徴や病院での会話等を集めた医療ガイドを配布し、外国籍府民の安心・安全な生活を支援する。 〔内 容〕 対 象 者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語 配布場所：府内市町村（外国人登録窓口等） （財）京都府国際センター 地域国際化協会 府内医療機関 等	国 際 課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	外国人			

知事直轄組織（職員長）

所 掌 事 務	府民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供できる職員育成のため研修を実施 ◆センター研修 ・職務基本研修 ・実務支援研修 ・人権研修 等 ◆政策研究支援・大学連携 ◆広域連合研修 ◆人事交流・派遣研修	計画との関係	人権教育・啓発の場	
			特定職業等従事者等	公務員（京都府職員）
			人権問題	同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等様々な人権問題

所管事項に関する課題認識	京都府職員研修においては、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、職員一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することはもちろんのこと、地域社会においても、積極的な役割を果たすことのできる職員の育成が重要である。
--------------	---

取組の方向	人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことが出来る人権意識の高い人間性豊かな職員を育成するため、職員研修・研究支援センターにおける研修を実施するとともに、現場の実態を踏まえた職場研修を充実していくために、人権問題研修に中心的に取り組む職場研修指導者の指導力向上のための研修を実施する。また、職員の人権感覚や人権意識を向上させるため、各所属で実施する人権問題職場研修等の中でも、時々の人権に関わる問題事象を題材として取り上げ、その背景や問題点に関する認識を深めるとともに、全職員が、研修の履歴や気づき等を記録する「人権研修ノート」を作成の上、活用していくものとする。
-------	---



別記3

【知事直轄組織（職員長）】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要				担当課（室）		
センター研修			随時	人権尊重の理念や種々の人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を実施 〔内容〕					職員研修・研究支援センター	
新計画との関係	人権教育・啓発の場			対象者	研修テーマ	講師	研修方法			
	特定職業従事者	(6) 公務員		採用年次・職務等で指定する職員	人権尊重の理念、人権問題の現状と課題、人権行政の動向等	学識経験者 府職員等	講義・講演 ワークショップ等			
	計画の推進策			人権問題職場研修指導者・主任	人権問題の現状と課題、人権行政の動向、研修企画・技法の習得等					
	人権問題	全ての人権問題		全職員	人権の基本的考え方、様々な人権問題の現状と課題等					
部局研修・職場研修			随時	人権問題の現状・課題についての認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を各所属毎に実施 〔内容〕					各部局主管課等	
新計画との関係	人権教育・啓発の場			対象者	全職員	研修テーマ 人権尊重の理念、様々な人権問題、人権に関わる問題事象等 講師 学識経験者、府職員等 研修方法 講義・講演、ワークショップ等				
	特定職業従事者	(6) 公務員		研修テーマ						
	計画の推進策			講師						
新計画との関係	人権問題	全ての人権問題	研修方法							
	自己学習支援			随時	府職員の人権意識の高揚に向けた自己啓発を支援するため人権関係情報を提供 〔内容〕 センターにおける人権問題研修講演録等					職員研修・研究支援センター
	新計画との関係	人権教育・啓発の場								
特定職業従事者		(6) 公務員								
計画の推進策										
新計画との関係	人権問題	全ての人権問題								

別記 3

【知事直轄組織（職員長）】

平成 2 4 年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
参加研修 （人権講座）			6 月～ 1 1 月	各所属で実施する人権問題職場研修の企画・立案を担う人権問題職場研修指導者の指導力を向上するため、（財）世界人権問題研究センター主催の人権大学講座へ参加 〔内容〕 講義 〔対象〕 人権問題職場研修指導者	職員研修・研究 支援センター
新 計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	（6）公務員			
	計画の推進策				
	人権問題	全ての人権問題			

総務部

所 掌 事 務	- 個人情報保護の推進 - 北朝鮮当局による拉致問題に関する理解促進活動について	人権教育・啓発の場	
		特定職業等従事者等	
		人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	- 個人情報については、事業者からの個人情報の漏えい事件の発生や、逆に個人情報に対する過剰な反応も見られる。 - 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、平成23年4月に「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目が新たに追加されたところであり、拉致問題の解決のためには、国民の関心をよりいっそう喚起し、世論を高めていくことが重要。
--------------	---

取組の方向	- 個人情報については、法律、条例等の周知、啓発を図るための取組を推進する。 - 拉致問題については、国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進する。
-------	---



別記 3

【総務部】

平成 2 4 年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
個人情報保護推進事業			随 時	① 事業の目的・概要 個人情報保護制度に係る啓発の実施 ② 内 容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 府ホームページ等における啓発、啓発パンフレットの配布 ③ 新計画との関係 人権啓発の推進	政策法務課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	さまざまな人権問題			
北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業			通 年	① 事業の目的・概要 拉致問題に関する広報・啓発の実施 ② 内 容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 - 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（24年12月予定）での啓発 - 府庁での啓発パネル展示 - 府民だより、ラジオ、京都駅前の電光掲示板、街頭啓発等による周知 - 法務省作成の啓発週間周知ポスターの掲示 - その他 - 国の拉致問題対策本部作成の拉致問題啓発ポスターの掲示 - 国の拉致問題対策本部作成の小冊子『北朝鮮による日本人拉致問題』の配布 - 府ホームページによる周知	総務調整課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	さまざまな人権問題			
府公用封筒による啓発			通 年	① 事業の目的・概要 府公用封筒に人権啓発標語を印刷することで、府民の人権啓発意識の高揚を図る。 ② 内 容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 【標語】「知ろう 守ろう 考えよう みんなの人権」を府公用封筒に印刷 ○事業規模 府公用封筒（約 5 0 万通）に人権啓発標語を印刷。配布先は不特定多数 ③ 新計画との関係 人権啓発の推進	入 札 課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	人権教育啓発			
	人権問題				



政策企画部

所 掌 事 務	府政の総合的企画及び調整に関すること。	人権教育・啓発の場	地域社会
		特定職業等に従事者	
		人権問題	様々な人権問題

所管事項に関する課題認識	- 同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある方、外国人などの人権問題が存在し、またインターネットの普及など時代の変化に伴う新たな人権侵害が増加している現状であり、あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発など人権問題の解決に向けた施策を推進することが重要。 - 平成23年1月からスタートした「明日の京都」では、「京都府政運営の基本理念・原則となる条例」において、「府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重」を基本的な考え方として明記するとともに、「長期ビジョン」、「中期計画」、「地域振興計画」で人権尊重の重要性を明確に位置づけている。 - 様々な人権問題の解決に向けた取組について、事業を所管する関係部局と連携し、他と比較できるような指標や数値目標による「明日の京都」の進捗管理を通じて、計画の着実な推進を図る。
--------------	---

取組の方向	様々な人権問題に関して調査・研究を行う財団法人世界人権問題研究センターの活動を支援し、研究成果を広報誌や講座の開設等により、広く内外へ発信、還元することにより人権問題の解決につなげる。
-------	--



別記 3

【政策企画部】

平成 2 4 年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
財団法人世界人権問題研究センター運営助成			通 年	財団法人 世界人権問題研究センターの運営に対して助成 【センターの目的】 人権問題について世界的視野に立った調査・研究を行い、広範な学問分野で研究機関・研究者と連携交流を促進することにより国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図る。 【センターが行う主な事業】 （１） 人権問題に関する調査・研究及び国際的な学術交流の推進 （２） 人権問題に関する文献・資料等の収集と提供 （３） 研究成果の公表のための図書の刊行及び講演会の開催等 （４） 情報発信	企画総務課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施 調査・研究結果の活用			
	人権問題				



府民生活部

所掌事務	(府民生活部の所掌事務) ・ 安心・安全なまちづくり、男女共同参画の促進、青少年の健全育成をはじめとする府民生活に関すること ・ 消防職員など特定業務従事者に対する研修に関すること	人権教育・啓発の場	企業・職場、地域社会
		特定職業等	消防職員
		人権問題	女性、子ども さまざまな人権問題（犯罪被害者等）

所管事項に関する課題認識	府民生活部では、人権の尊重される社会の実現に向けて①犯罪被害者等への支援に対する正しい理解と認識のための啓発、②女性や青少年に関わる問題の認識・解決にむけた啓発、また③特定業務従事者である消防職員に対する人権教育が求められる。 ① 犯罪被害者支援については、府内全市町村に相談窓口が設置され、市町村における犯罪被害者支援条例の制定も進みつつあるが、まだまだ犯罪被害者やその家族が困難に直面し苦しんでいる現実があり、周囲の無理解によってさらなる被害を被ることがないように引き続き府民への啓発を進めていくことが必要。 ② 女性に関わる問題としては、DVは犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、被害者の多くは女性である。近年では恋人間での暴力いわゆる「デートDV」が問題化しており、若年層に対するDVの予防啓発の推進が必要。 また、子どもに関わる問題では、インターネットや携帯電話の普及に伴い、性的な被害や犯罪などに巻き込まれる事件が多発していることに加え、刑法犯少年の人口比が全国ワースト1位になる等府内の少年非行は深刻な状況が続いており、被害・加害両面からの予防・立ち直り支援に迅速に対応していくことが必要 ③ 府民の生命・財産を守る消防職員に対しては、人権問題について正しい理解と認識をもって消防業務にあたる必要がある。
--------------	--

取組の方向	- これらの課題に総合的・効果的に対応していくため、国・市町村等の連携を一層強化するとともに、民間団体との連携・協働により取組を進めていく。 - また、人権問題に対する理解と認識を深め、人権意識の醸成を図るため、集中的かつ重点的に人権啓発を行うとともに、人権研修等に取り組む。
-------	---

【府民生活部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
犯罪被害者等支援活動推進費			随時	社会全体で犯罪被害者をサポートできる環境づくりを推進するためのサポートチームによる総合的な支援とともに、公益社団法人 京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制を充実 〔内 容〕 ①市町村の相談窓口の充実と担当者の資質向上 ②市町村との協働により、犯罪被害者への理解促進を図る為の府民に対する広報啓発 ③京都府警との共催による中高生を対象とした「いのちを考える教室」の実施 ④公益社団法人 京都犯罪被害者支援センターへの支援	安心・安全まちづくり推進課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	犯罪被害者			
男女共同参画審議会開催事業			通 年	京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「ＫＹＯのあけぼのプラン（第3次）－京都府男女共同参画計画－」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき関係施策を総合的かつ円滑に推進 〔内 容〕 ・男女共同参画審議会の開催 ・男女共同参画推進本部、推進員会議の開催 ・男女共同参画に関する意見交換会の開催	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	国・市町村・民間等との連携			
	人権問題	女性			
ＫＹＯのあけぼのフェスティバル開催事業			11月23日	多世代が参画するワークショップ等幅広い府民の参加と協働による「あけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画の推進を図る。 また、女性の能力発揮を促すための顕彰事業を実施 〔内 容〕 ・シンポジウム、ワークショップ等 ・「京都府あけぼの賞」の授与 〔会 場〕 京都テルサ	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			

【府民生活部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	要	担当課（室）
女性国内交流事業（女性の船）			6月15日 ～18日	府内の女性たちが男女共同参画について学習・交流を深めネットワークを築くとともに、豊かな地域づくりをめざす。 〔内 容〕 事前研修、現地研修（船内及び訪問先）、事後研修 〔訪問先〕 北海道 〔募集人数〕 100名		男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場					
	特定職業従事者					
	計画の推進策					
	人権問題	女性				
女性相談事業			通 年	女性が抱える様々な問題解決のためのアドバイスや、個別、既存の相談機関では対応できない女性に関わる問題、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施 〔内 容〕 ・女性相談（夫婦、親子関係、地域の人間関係、DV等、女性が生活の中で直面する悩みの相談 電話、面接：各週2回実施） ・労働相談（待遇や労働条件、セクハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談 電話、面接：各週4回実施） ・法律相談（DV、離婚等、身近な法律上の問題についての相談 面接：月2回実施） ・フェミニストカンセリング（性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート 面接：週1回実施） 〔会 場〕 男女共同参画センター		男女共同参画課
ドメスティック・バイオレンス対策事業			通 年	DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者支援や防止対策を図るため、徹底的な普及啓発活動や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施 〔内 容〕 ・啓発カードの作成・設置 ・集中啓発活動の実施 ・自立支援グループワーク ・府内大学・高校へのデートDV防止啓発資料の一斉配付及び啓発講座の実施 〔会 場〕 男女共同参画センターほか		男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場					
	特定職業従事者					
	計画の推進策					
	人権問題	女性				

【府民生活部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
保育ルーム設置促進事業			通 年	乳幼児を持つ女性等の社会参画を促進するため、京都府が実施する行催事等に「保育ルーム」を設置 〔内 容〕 ・対象行事 府主催（府が団体等に委託して実施するものを含む。）の講演会、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育ルームの申込みを受け付ける事業 ・対象施設 事業実施担当課が実施会場に保育ルームを確保	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			
男女共同参画センター運営助成事業			通 年	府の男女共同参画の推進に関する拠点施設である京都府男女共同参画センターの運営等に対し助成	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			
情報提供事業			通 年	男女共同参画センターの情報提供機能等の充実 〔内 容〕 ・関係データベースの整備 ・人材情報の提供等	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			

【府民生活部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
内職者団体補助事業			通 年	内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成 〔対象団体〕 4 団体、3 市町	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			
地域団体育成事業			通 年	府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワークづくり事業等に対して助成 〔助成対象〕 6 団体	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			
マザーズジョブカフェ推進事業			通 年	子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援 〔内 容〕 ・就業相談や保育相談の実施 ・再就職応援セミナー等の実施 ・マザーズジョブカフェサテライトの運営、巡回相談の実施 ・就職活動中や就職決定後保育所が決まるまでの一時保育 ・再就職に向けて、仕事と子育ての両立に役立つ情報の提供やパソコン講座を実施	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			

【府民生活部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）事業			通 年	公労使一体で取り組む京都ワーク・ライフ・バランスセンターを拠点として、中小企業の取組や府民の地域活動の参加等を促進することにより、仕事・生活・地域活動等が調和した府民生活の実現を図る。 〔内 容〕 ・ワーク・ライフ・バランス企業支援チームによる中小企業の支援 ・「京都ワーク・ライフ・バランスウィーク」の実施などによる府民への啓発活動 ・地域団体、企業、大学、NPO等の連携による地域主体の取組の支援 ・中小企業や府民の理解促進を図るセミナーの開催 等	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			
仕事と生活のグッドバランス推進事業費			通 年	性別に関わらず、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方を選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実践に向けた取組を支援 〔内 容〕 ・中小企業経営者に対するセミナー ・大学生キャリアデザイン塾 ・地域における交流会	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			
京都女性起業家賞（アントレプレナー賞）創設費			未 定	新たなビジネスを提唱する女性からの提案を全国から公募し、女性の起業モデルとなる提案を顕彰するとともに事業化を支援 〔内 容〕 ・京都女性起業家賞の授与 ・ブラッシュアップセミナーの開催（審査通過者のみ）	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			

【府民生活部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課(室)
青少年社会環境浄化推進費			随時	青少年を取り巻く社会環境浄化に係る経営者や地域住民等の自主的な取組を推進 [内 容] ・審議会の開催 ・有害図書 の指定 ・店舗等への立入調査の実施 ・広報・啓発活動 ・インターネットの適切な利用を促進するための啓発活動	青少年課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	子ども(青少年)			
消防職員 初任教育 消防職員 初級幹部科 (上記教育は消防学校の教育訓練の基準による)			随時	① 事業の目的・概要 新たに消防職員として採用された者に対して、人権問題について正しい理解と認識をさせるとともに、各種消防業務で適切な対応を行えることを目的とする教育を実施する。 また、現任消防職員を対象とした、幹部教育(初級幹部科)においても同様に実施を予定している。 ② 内 容 ○種 別：講義形式等 ○議題等：未定 ○会 場：府立消防学校 ③ 受講人数 初任教育 約60名 初級幹部科 約30名	消防安全課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	消防学校			
	特定職業従事者	消防職員			
	計画の推進策				
	人権問題				

府民生活部（人権啓発推進室）

所 掌 事 務	・ 人権啓発の総合企画及び調整 ・ 人権啓発の推進 ① 幅広い府民啓発 ② 人権啓発に関する指導的人材の養成
------------------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場
	特定職業従事者等	公務員（府職員・市町村職員）
	人権問題	全 般

所管事項に関する課題認識	・ 幅広い府民を対象とした人権啓発を効果的に推進するため、マスメディアを活用した情報発信、開かれた親しみやすい啓発イベントの開催、職場や家庭、地域などでの取組を支える資料作成などに取り組んでいるが、さらに人権問題等に対する関心が薄い層への浸透に努める必要がある。 ・ また、若者層及び人権問題等に関心の高い層（人権啓発学生サポーター・人権啓発サポーター）をはじめとした府民に対する取組を関係機関と連携・協力して、積極的に進めることが必要である。 ・ 人権問題等についての知識の習得に止まらず、様々な課題の解決に向けて積極的に行動しようとする意識の涵養に結びつく研修等取組を進める必要がある。 ・ 同和問題について、偏見や差別意識の解消を図るための取組を進める必要がある。
--------------	--

取組の方向	・ 広域的な啓発手法として、ラジオ放送や新聞意見広告等マスメディアを活用するとともに、庁内関係部課と連携した人権啓発に取り組む。 ・ 若い世代に対する人権啓発の機会として、人権啓発学生サポーターと連携した取組や府内の大学における人権教育と連携した取組を進める。 ・ 人権問題に取り組むNPO法人等との連携・協働を進める。また、庁内関係各部課及び国、市町村と一層の連携を進め、府民の自発的な取組の拡大・充実を図るとともに、地域の人権啓発の核となるリーダー養成の取組に努める。 ・ さまざまな機会を捉え、同和問題についての啓発を行うとともに、偏見や差別意識の解消を図るために市町村が行う住民交流事業等を支援する。 ・ 「新京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民調査結果等を踏まえ、市町村と連携・協力して住民研修機会の拡大をはじめ、人権問題に関する効果的な啓発や研修手法を工夫し、積極的な取組に努める。
-------	--

【府民生活部】（人権啓発推進室） 平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
京都ヒューマンフェスタ2012			10月	幅広い府民を対象に、人権問題について主体的に学ぶ機会を提供することを目的に、親しみやすい人権啓発総合イベントとして人権問題に取り組むNPO法人、大学等と連携して開催 〔主催〕 京都府・京都人権啓発推進会議・京都人権啓発活動ネットワーク協議会など 〔会場〕 京都テルサ（京都市） 〔内容〕 ・講演会、子ども向けイベント ・人権関係NPO法人、府民団体等活動紹介（ステージ発表・展示） ・人権啓発パネル展 ・人権相談 ほか 〔目標〕 3300人	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場		12月 (人権週間)	幅広い府民を対象に、人権について自主的・主体的に考える機会を設け、人権教育・啓発についてNPO法人等の多様な交流の促進を図ることを目的として、京都府と関係市町が連携し、親しみやすい人権啓発総合イベントを開催 〔主催〕 京都府・関係市町村・京都人権啓発推進会議・京都人権啓発活動ネットワーク協議会など 〔会場〕 調整中（乙訓2市1町を予定） 〔内容〕 ・講演会、映画上映、コンサート等 ・人権関係NPO法人、府民団体等活動紹介（ステージ発表・展示） ・人権啓発パネル展 ・人権相談 ほか	人権啓発推進室
	特定職業従事者				
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施			
	人権問題	全般			
「 ^{モークニール} α-MO' COOL FESTA 2012」			7月	若者層を主たる対象に、人権尊重について啓発するため、人権啓発ラジオ番組「Voice To You」を放送しているエフエム京都が祇園祭期間に行う総合イベントにブース出展し、啓発活動等を行う。 〔会場〕 京都市内 〔内容〕 ・人権メッセージ募集 ・街頭啓発 ほか 〔目標〕 300人	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施			
	人権問題	全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室） 平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
新計画との関係	人権擁護啓発ポスターコンクール		募集期間 7～9月	小・中・高校生を対象に、人権啓発ポスター制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うことを目的に実施する絵画作品のコンクール 〔応募資格〕 府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒 〔表彰〕 知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞、優秀賞及び佳作 〔その他〕 優秀作品を展示するとともに、啓発資料として作品を活用 〔募集目標〕 6000人	人権啓発推進室
	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施、市町村等との連携			
	人権問題				
新計画との関係	人権啓発ラジオ番組〔AM放送〕 「京都人権情報」		1～3月	幅広い府民を対象に、人権について主体的に考える機会を提供することを目的に、身近な話題を素材に有識者が人権尊重の観点から解説等をするラジオ番組を放送 〔放送局〕 KBS京都 〔内容〕 人権に関する正しい知識や最新の情報についての解説 〔出演者〕 人権問題に関わる有識者、NPO法人関係者等 〔放送回数〕 未定 〔時間枠〕 未定	人権啓発推進室
	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施			
	人権問題	全般			
新計画との関係	人権啓発ラジオ番組〔FM放送〕 「Voice To You」		通 年	主に若者層を対象に、人権について主体的に考える機会を提供することを目的に、若者が主たるリスナーになっているラジオ番組において音楽アーティスト等から人権尊重をテーマにしたボイスメッセージを発信するコーナーを放送 〔放送局〕 エフエム京都 〔内容〕 音楽アーティスト等が人権にかかわりのあるテーマについて、自らの体験や思いをラジオリスナーに語りかけるもの 〔出演者〕 音楽アーティスト等 〔放送回数〕 55回 〔時間枠〕 毎週木曜日及び12月3日（月）～5日（水） 午後10時25分～	人権啓発推進室
	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	同上			
	人権問題	全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室） 平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
新聞意見広告			5月 (憲法週間)	幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「憲法週間」、「人権強調月間」、「人権週間」や年度末に人権の大切さなどを府民に訴えかけるため、新聞に啓発記事を掲載する。 〔掲載紙〕 京都・朝日・毎日・読売・産経（5・3月は京都のみ） 〔段数〕 京都新聞：15段×3回（5月・8月・12月）／10段×1回（3月） 他紙：5段（8月）／5段（12月） 〔構成〕 人権尊重に関するメッセージ、人権相談開催告知 など	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場		8月 (人権強調月間)		
	特定職業従事者		12月 (人権週間)		
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	3月		
	人権問題	全般			
新聞意見広告〔人権口コミ情報〕			12月 (人権週間)	「人権週間」の啓発事業として、幅広い府民を対象に、人権について考える素材を提供するため、様々な人権に関する身近な話題を取り上げ世界人権問題研究センターの協力を得て有識者の解説を加えた記事を新聞に連載（10日間）する。 〔掲載紙〕 京都新聞 〔段数〕 2段 〔日数〕 10日間 〔構成〕 時々の身近な人権に関わる話題を中心にテーマを選定	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	同上			
	人権問題	全般			
地域情報誌広告			11月	若者層を対象に、人権問題について考え行動する契機とするため、京都の大学生が身近に手にするフリーペーパーに、同世代の府内大学生の人権啓発の取組について紹介する記事を掲載する。 〔掲載紙〕 ガクシン（京都学生新聞） 〔段数〕 1頁 〔回数〕 1回 〔構成〕 学生向け啓発 等	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	同上			
	人権問題	全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室） 平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
NPO法人等と連携した人権啓発事業			通 年	幅広い府民を対象に、人権問題に取り組むNPO法人等と連携して人権啓発を行うことを目的に、人権啓発フェスティバルや府民講座の開催等に取り組む。 〔内 容〕 女性、子ども、認知症等府民の関心の高い分野で活動しているNPO等の専門性を生かした講座、ワークショップ等の開催 人権啓発フェスティバルへの参加、人権啓発ラジオ番組への出演等 〔目標事業数〕 27事業	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施			
	人権問題				
人権啓発学生サポーターと連携したフェスティバル等の事業			通 年	主に若者層を対象に、若者の視点や感性を採り入れた啓発を行うことを目的に、平成21年度に立ち上げた人権啓発学生サポーター会議からの提案の具体化として、22,23年度に引き続き学生の企画・運営による人権啓発音楽イベント（HUMAN LIVE KYOTO 2012）を9月に開催する。 7月開催の ^{モークール}α-MO' COOL FESTA 2012等のイベントにおいて連携して取り組む。 学生向け情報誌に若者向け人権啓発情報を掲載し啓発する。 〔参加者〕 府内の大学生	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	同上			
	人権問題				
街頭啓発			8月 (人権強調月間) 12月 (人権週間)	幅広い府民を対象に、人権強調月間及び人権週間を機に、人権尊重に関する社会的機運を盛り上げることを目的として、府内各地で街頭啓発を実施する。国、府内全市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等と連携して行う。 〔京都市内〕 京都人権啓発推進会議構成団体等による啓発物品配布 京都駅で府立学校吹奏楽部による人権啓発コンサートを開催（8月） 〔府広域振興局管内〕 各広域振興局ごとに編成した実施組織による取組として実施 年間約140箇所を実施予定	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	国・市町村・民間等との連携			
	人権問題				

【府民生活部】（人権啓発推進室） 平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
人権啓発指導者養成研修会			8月 (人権強調月間)	府職員だけでなく市町村、推進会議構成団体等の職員も対象にして、職場や地域など府民の身近なところで人権啓発を企画・実施する指導的人材を養成することを目的として実施する研修会 〔概要〕 府人権啓発指導員・推進員、市町村管理職相当職員、京都人権啓発推進会議構成団体の管理職相当職員等を対象とする研修会 〔内容〕 人権問題に関する識者の講義等（府民調査結果、土地調査問題等） 〔講義数・日数〕 未定 〔会場〕 京都市内（未定）	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	公務員			
	計画の推進策	指導者の養成 調査・研究結果の活用			
	人権問題	全般			
京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会			12月 (人権週間)	人権に関する相談内容が複雑多様化する中で、相談窓口の機関が連携協力して対応することができるよう、平成19年2月に設置した庁内の相談機関等による「府民の人権を守る相談ネットワーク」の相談員等の相談技術・技能向上や相談員の相互交流を目的として実施する研修会 〔概要〕 府「府民の人権を守る相談ネットワーク」構成機関の担当職員、市町村の人権啓発や相談機関の担当職員、人権擁護委員、国の機関（京都地方法務局、京都労働局）の担当職員を対象とする研修会 〔内容〕 相談技能や資質向上と相談員相互の経験交流 〔講義数・日数〕 未定 〔会場〕 京都市内（未定）	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	公務員			
	計画の推進策	指導者の養成、 国、市町村等との連携			
	人権問題	全般			
京都人権啓発行政連絡協議会事業			10月	京都人権啓発行政連絡協議会（京都地方法務局、近畿財務局京都財務事務所、京都労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、京都府及び京都市の9機関で構成、事務局は京都地方法務局）の一員として、府内企業（探偵業、結婚相談所含む）を対象に人権問題について正しい理解と認識を深めるために実施する研修会 〔内容〕 企業対象人権研修会 〔会場〕 京都市内（未定）	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場			
	特定職業従事者				
	計画の推進策	国等との連携			
	人権問題	全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室） 平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
人権啓発活動再委託事業			通 年	市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対して行う財政支援 （国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託） 〔対象事業〕 ①講演会 ②資料作成 ③スポット広告放送 ④新聞広告 ⑤地域総合情報誌掲載 ⑥研修会 ⑦その他の事業（イベント、啓発物品の作成等） ⑧地域人権啓発活動活性化事業（人権啓発ネットワーク協議会と連携した人権啓発フェスティバル・人権の花運動等） 〔補助率〕 10／10	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会			
	特定職業従事者				
	計画の推進策	市町村等との連携			
	人権問題	全般			
人権問題啓発補助事業			通 年	府民調査結果を踏まえ、市町村等が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組（研修会事業等）に対して行う財政支援 （市町村の啓発事業に対する府の単独補助） 〔対象事業〕 ①人権問題に関する講演会及び研修会 ②人権問題に関する啓発資料の作成 ③その他（人権啓発事業に要する資材の購入、人権教育・啓発を推進するための市町村計画の策定に係る経費等） 〔補助率〕 1／2	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会			
	特定職業従事者				
	計画の推進策	同上			
	人権問題	同上			
地域交流活性化支援事業			通 年	市町村等が隣保館等を活用して地域住民の交流を促進し相互理解やコミュニティの形成等を図るための取組に対して行う財政支援 （市町村の事業に対する府の単独補助） 〔対象事業〕 ①地域力活用事業 ②文化・スポーツ交流事業 ③児童交流事業 〔補助率〕 1／2	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会			
	特定職業従事者				
	計画の推進策	同上			
	人権問題	同和問題			

【府民生活部】（人権啓発推進室） 平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

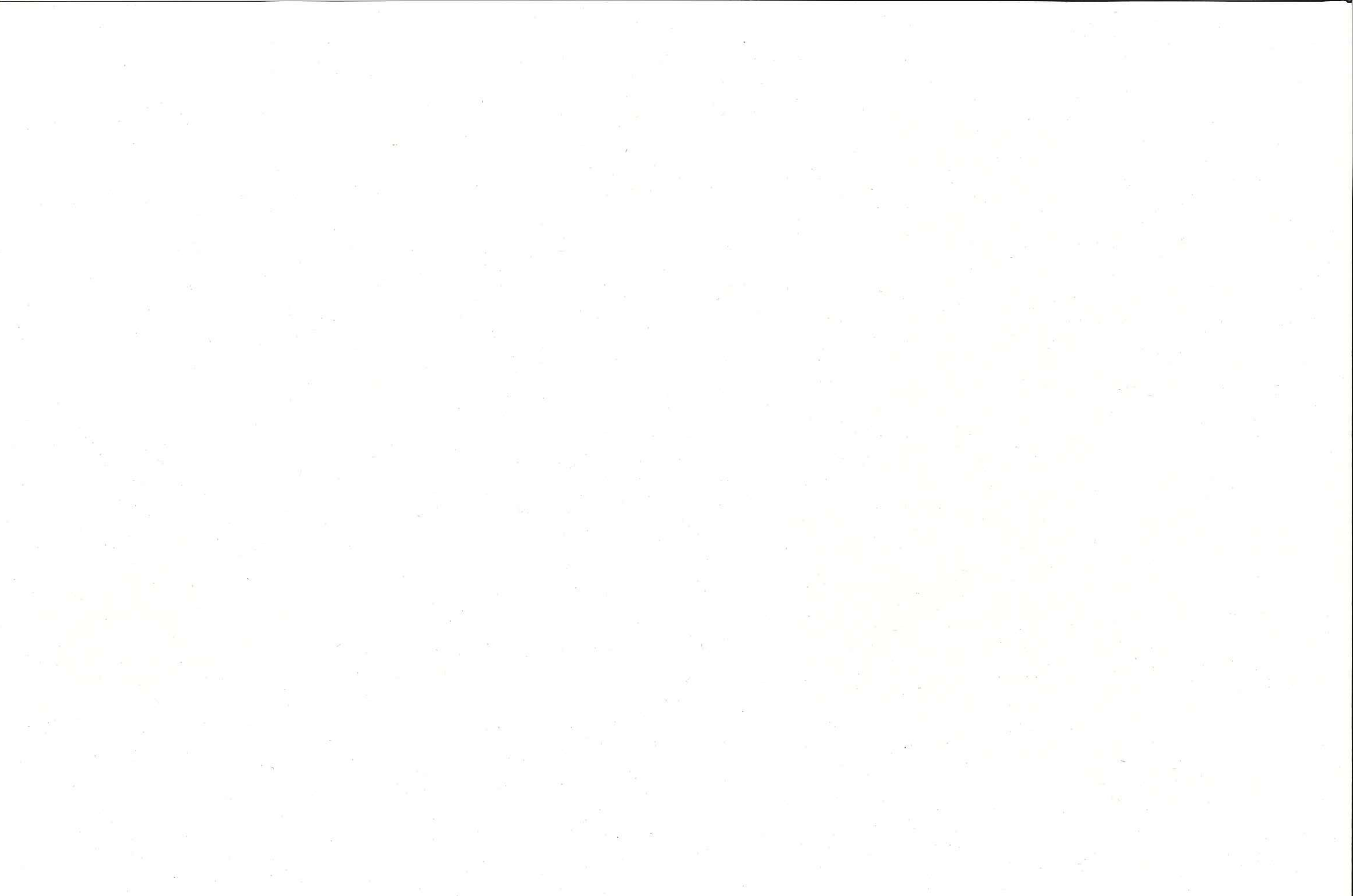
事業名			実施時期	概要	要	担当課（室）
人権啓発地域活動事業			8月 (人権強調月間) 12月 (人権週間)	幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「人権強調月間」や「人権週間」の時期に、人権の大切さなどを府民に訴えかけるため各広域振興局が庁舎や地元産品などを活用して実施する啓発事業 〔内 容〕 ・人権啓発標語看板付きプランター花壇の設置 ・市町村のイベント等における資料展示 ・地元産品を活用した啓発物品の作成		人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場					
	特定職業従事者					
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施				
	人権問題					
京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業			通 年	京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都地方法務局、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、府市の社会福祉協議会で構成、事務局：京都地方法務局）に参画して実施する啓発活動 〔内 容〕 ・京都人権啓発フェスティバル等の人権啓発事業の共催 ・府民への情報提供（ホームページ開設）		人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場					
	特定職業従事者					
	計画の推進策	国・市町村・民間等との連携				
	人権問題					
人権啓発に関するホームページ			通 年	幅広い府民を対象に、京都府及び京都人権啓発推進会議の取組に係る情報を提供することを目的に、京都府ホームページ内に「人権啓発に関するページ」を設置。また、同ホームページを8月、12月の時期にインターネットバナー広告を利用して府民周知を図る 〔構成〕 ①新京都府人権教育・啓発推進計画 ②人権啓発事業の案内、啓発資料の紹介 ③京都人権啓発推進会議の取組紹介（イベント、コンクール等） ④関係する府の事業や市町村行事等の紹介 ⑤人権啓発ラジオ番組（AM・FM）の内容紹介 ⑥京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の開催状況 ⑦府民調査結果の紹介など		人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場					
	特定職業従事者					
	計画の推進策	同上				
	人権問題	全般				

【府民生活部】（人権啓発推進室） 平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			概要					担当課（室）
啓発資料等作成・配布			名称	内容	数量	配布計画	作成・配布時期	人権啓発推進室
			人権口コミ講座	人権に関する様々な話題を取り上げた新聞広告記事「人権口コミ情報」を活用した啓発冊子	20,000	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体	3月	
			Booklet 「京都人権情報」 2012	人権問題にかかわる取組を行っているNPO法人等の取組についての紹介を行い、NPO法人の活動等に対する府民の理解促進を目的に作成	1,500	・市町村・府関係施設 ・NPO法人等 ・推進会議構成団体	4月	
			人権ぬり絵 人権絵本	幼少者向けに芸術系大学の協力を得て作成した人権尊重に関する啓発資料（幼児向けぬり絵、幼少者向け絵本）の配布	10,000 2,000	・イベント・商業施設 ・府関係機関 ・市町村	4月	
			啓発ポスター	「憲法週間」（5月）、「人権強調月間」（8月）に人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目的に作成するポスター 特に人権強調月間（8月）において、府内全域に集中的に掲示	2,700	・市町村 ・府関係施設 ・推進会議構成団体 ・学校・商業施設 ・府内各駅・電車内等	5月 8月	
新 計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	地域社会		「人権週間」（12月）に人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目的として、人権擁護啓発ポスターコンクール知事賞作品を活用して作成するポスター	2,700	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体 ・学校・商業施設 ・府内各駅 等	12月	
	特定職業従事者							
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備、効果的な手法による人権教育・啓発の実施						
	人権問題	全般	人権カレンダー（点字版） ポスターカレンダー	人権擁護ポスターコンクール優秀作品を活用し ・点字を併用した月めくり壁掛けカレンダー ・ポスターカレンダー	3,200 500	・市町村・府関係施設 ・障害児（者）施設 ・推進会議構成団体 ・コンクール応募者	12月	

【府民生活部】（人権啓発推進室） 平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
新京都府人権教育・啓発推進計画に関するインターネットモニター調査			9月	平成23年度実施の府民を対象としたアンケート調査の進捗状況を把握し、今後の府における人権教育・啓発を推進するための参考資料とするため、府民を対象にインターネットを活用したアンケート調査を実施する。併せて、府実施の啓発事業・啓発重点事業に対する府民の認知度・評価等を調査し、今後の人権啓発活動を実施する上での参考とする。 〔調査対象者数〕 1500人（京都府内在住の満20歳以上の府民） 〔調査方法〕 ネットモニターを対象にしたアンケート形式での調査	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施			
	人権問題	全般			
大学と連携した啓発事業			通年	若者層への啓発を目的として、府内芸術系大学等との連携により、大学での教育課程において人権をテーマにした作品の制作を通じて、学生に対する人権教育（啓発）を図る。人権啓発フェスティバル等のイベントにおいて展示するとともに、優秀作品は啓発資料にして活用する。 〔連携大学数〕 3校 〔作成作品数〕 30作品	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施			
	人権問題	全般			



文化環境部

所 掌 事 務	・教職員、医療関係従事者など特定職業従事者に対する研修などの実施 ・私立学校や宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進にかかる支援 ・スポーツ及び生涯学習に関すること。	人権教育・啓発の場	幼稚園、学校、地域社会
		特定職業等従事者等	教職員・医療関係者
		人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に 関する 課題認識	私立学校の教職員に対する研修については、広く人権問題全般について取り組むとともに、その時々状況に合わせてふさわしいテーマに取り組み、教職員の意識の向上を図る必要がある。 宗教関係者の研修会への参加者が固定化してきており更なる周知が必要である。 府立医科大学においては、医療従事者が多いことから、「患者」や「医療」などのテーマについても考慮が求められる。
----------------------	---

取組の方向	私立学校の教職員自らの人権意識の高揚を図るとともに、各校（園）で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に役立つ研修会の開催、人権教育資料の作成などを行う。 宗教法人関係者の研修への参加については、関係団体と協力し、研修内容とともに周知方法の充実に努める。 各種講座情報を提供する「京の府民大学」により、府民が行う人権意識を高めるための自主的な学習活動の支援に努める。 府立の大学では、委員会や協議会と連携をとりながら、テーマについて選定するとともに、多くの教職員などが参加できるよう取り組みを進めている。
-------	---



【文化環境部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
人権教育資料の作成			3月	私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として人権教育・啓発に関する資料を掲載した「人権教育資料」を作成・配布 〔数量〕 5,500部 〔配布先〕 府内の私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校）	文教課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校			
	特定職業従事者	教職員			
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備			
	人権問題	さまざまな人権問題			
私立幼稚園人権教育研修会			3月	各園教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各園で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施 〔内容〕 研修会：研修テーマ「指導者としての人権感覚の高揚と基本的人権尊重の精神の芽生えを培う指導について」 講師 未定 〔対象〕 私立幼稚園の設置者、園長、教諭等 〔会場〕 京都私学会館	文教課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園			
	特定職業従事者	教職員			
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備			
	人権問題	さまざまな人権問題			
私立小・中・高等学校人権教育研修会			12月	各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施 〔内容〕 研修会：研修テーマ「さまざまな人権問題を自らの生き方の問題として捉え、その解決に向けた実践的態度の育成を目指す人権教育の推進について」 講師 未定 〔対象〕 私立小・中・高等学校の設置者、校長、教諭等 〔会場〕 京都私学会館	文教課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校			
	特定職業従事者	教職員			
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備			
	人権問題	さまざまな人権問題			

【文化環境部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課(室)
私立専修・各種学校人権教育研修会			12月	各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施 〔内 容〕 研修会：研修テーマ「さまざまな人権問題を自らの生き方の問題として捉え、その解決に向けた実践的態度の育成を目指す人権教育の推進について」 講 師 未定 〔対 象〕 私立専修・各種学校の設置者、校長、教員等 〔会 場〕 京都私学会館	文教課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校	12月	各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、人権ゆかりの地を現実に訪ねて、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施 〔内 容〕 研修会：研修テーマ「さまざまな人権問題を自らの生き方の問題として捉え、その解決に向けた実践的態度の育成を目指す人権教育の推進について」 講 師 未定 〔対 象〕 私立小・中・高等学校の設置者、校長、教諭等 〔会 場〕 未定	文教課
	特定職業従事者	教職員			
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備			
	人権問題	さまざまな人権問題			
私立小・中・高等学校人権フィールドワーク			12月	各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、人権ゆかりの地を現実に訪ねて、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施 〔内 容〕 研修会：研修テーマ「さまざまな人権問題を自らの生き方の問題として捉え、その解決に向けた実践的態度の育成を目指す人権教育の推進について」 講 師 未定 〔対 象〕 私立小・中・高等学校の設置者、校長、教諭等 〔会 場〕 未定	文教課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校	12月	各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、人権ゆかりの地を現実に訪ねて、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施 〔内 容〕 研修会：研修テーマ「さまざまな人権問題を自らの生き方の問題として捉え、その解決に向けた実践的態度の育成を目指す人権教育の推進について」 講 師 未定 〔対 象〕 私立小・中・高等学校の設置者、校長、教諭等 〔会 場〕 未定	文教課
	特定職業従事者	教職員			
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備			
	人権問題	さまざまな人権問題			

【文化環境部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
宗教法人関係者人権問題研修会			9月 11月	宗教団体あるいは地域社会における指導的な立場にある宗教法人関係者に対し、人権問題についての正しい理解と認識を一層深めるとともに、差別のない明るい社会の実現に資することを目的とする。 〔内 容〕 講演及び活動報告：テーマ「世界の平和と21世紀の人権確立及び豊かな人権文化を育むために人権の視点より宗教を考える。」 講師：未定 〔対 象〕 宗教法人関係者（参加者数：200～300名） 〔会 場〕 南部地域会場（船井郡以南の宗教法人対象） 北部地域会場（綾部市以北の宗教法人対象）	文 教 課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場			
	特定職業従事者	宗教者			
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備			
	人権問題	さまざまな人権問題			
「京の府民大学」開設事業			通年	府民の自主的な学習活動を支援するための各種講座等の情報提供 〔内 容〕 京都府、府教育委員会、市町村、市町村教育委員会、大学等が府内各地で開催する講座、教室等を整理・体系化し、京都府生涯学習・スポーツ情報をはじめ、インターネットで府民に情報提供。	スポーツ生涯学習室
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題				

【文化環境部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

(以下、府立両大学分 参考)

事業名			実施時期	概要	担当課(室)
新計画との関係	人権教育授業 (医学部看護学科)		4月 ～ 9月 計15回 各回1.5h	府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 〔内 容〕 授業(講義) 科目名 人権論 講 師 滋賀県立大学非常勤講師 立石 麻衣子 〔対 象〕 医学部看護学科生 〔参加者〕 各回 約90人	府立医科大学
	人権教育・啓発の場	学校(大学)			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題				
新計画との関係	人権教育授業 (医学部医学科)		4月 ～ 3月 計8回 各回1.5h	府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施 〔内 容〕 事業種別: 授業(講義) 科目名 総合講義(人権教育) 講 師 京都部落問題研究資料センター所長 秋定嘉和 ほか4名 〔対 象〕 医学部医学科生 〔参加者〕 各回 約100人	府立医科大学
	人権教育・啓発の場	学校(大学)			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題				
新計画との関係	教職員人権啓発研修		9月 ～ 1月	人権全般に係る項目、医療に係る項目、各種人権問題(新京都府人権教育・啓発推進計画に掲げられている課題)に係る項目を中心とした研修会を実施 〔内 容〕 研修会・講演会、講演録作成: 各テーマ2回×1.5h テーマ: 人権問題全般、医療と人権、各種人権問題(具体的なテーマ、講師等は未定) 〔対 象〕 教職員 〔会 場〕 本学 〔参加者〕 約1400名	府立医科大学
	人権教育・啓発の場	学校(大学)			
	特定職業従事者	教職員、医療関係者			
	計画の推進策				
	人権問題				

【文化環境部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
看護師新規採用者人権研修			4月	医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権啓発について正しい理解と認識を深めるための講義を実施 〔内 容〕 研修会・講演会：テーマ「人権問題について」 講 師：元岐阜大学教授 藤田敬一 〔対 象〕 新規採用看護師 〔会 場〕 本学 〔参加者〕 約60名	府立医科大学
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	医療関係者			
	計画の推進策				
	人権問題				
研修医オリエンテーション			4月	医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権啓発について正しい理解と認識を深めるための講義を実施 〔内 容〕 研修会・講演会：テーマ「人権について」 講 師：本学 病院管理課長 〔対 象〕 平成24年度研修医 〔会 場〕 本学 〔参加者〕 約80名	府立医科大学
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	医療関係者			
	計画の推進策				
	人権問題				

【文化環境部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
人権教育授業			前期 4月 ～ 8月 後期 10月 ～ 3月	府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施 [内 容] 教養教育科目（予定） ・人権論Ⅰ－法・思想・歴史－（前期） 「人権に関する法理念・制度」 「人権思想」 「文学と人権」 「宗教と人権」 ・人権論Ⅱ－学問研究と社会倫理－（後期） 「インターネット社会と人権」 「保健・医療に関わる倫理」 「生態系・生物多様性と人権」など14テーマにわたるリレー講義 [対 象] 学部生 [参加者] 各期100人	府立大学
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校（大学）			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題				
教職員人権問題研修・学習会			7月 ～ 1月	府立大学の教職員を対象に、同和問題をより深く理解するためにも、広く人権問題全般について、その時々で重要なテーマに取組み、教職員の意識の向上を図るための研修・学習会を実施。 [内 容] 未定（人権委員会、ハラスメント防止委員会等で検討・決定） [対 象] 教職員 [参加者] 約220名	府立大学
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校（大学）			
	特定職業従事者	教職員			
	計画の推進策				
	人権問題				

健康福祉部

所掌事務	健康福祉部は、保健・福祉・医療など、府民の生命や暮らし、健康に直結した重要な分野を所掌しており、すべての府民が、安心・安全に生活できる社会の実現を目指して、取組を進めている。	計画との関係	人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園、地域社会、家庭
			特定職業従事者等	医療従事者、介護・福祉従事者、健康福祉関係者
			人権問題	女性、子ども、高齢者、障害のある人、患者等、さまざまな人権問題
所管事項に関する課題認識	少子・高齢化の進展による核家族化や地域の連帯感の希薄化に伴い、近年、府民、特に子どもや高齢者、障害のある人など社会的に弱い立場にある人々の生命や人権が危険にさらされるような事件が多発している。 さらに、自殺者が全国で14年続けて3万人を超えるなど、府民が安心して生活できるセーフティネットのあり方が問われており、現地・現場、府民の視点に立った制度の構築・運用が特に重要な課題である。 また、平成21年度にはユニバーサルデザイン推進指針を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を社会に浸透させ、一人ひとりを大切にし、優しくあったかい心で支え合う社会（あったか京都）を府民みんなの参画と協働で実現していくことが課題である。			
取組の方向	(1) 少子・高齢化の進行の中で生じてきている課題を把握し、制度変革の趣旨や目的等を正しく理解し、説明できる力を養う。 (2) 単に制度のオペレーターに止まらず、健康福祉部が所管する様々な施策の受け手である府民の意識・感覚を職員が共有できる機会を積極的に確保する。 (3) 府民生活に関する諸課題は様々な要因が複雑に関連し、絡んでいることも多く、縦割りの弊害を排し、効果的に課題に対応できるよう、総合力の向上を目指し、連携や協働の重要性を認識できるよう取り組む。			



【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
健康福祉部関係団体職員人権研修（健康福祉関係者）			10月	健康福祉関係団体職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深める研修を実施 〔内 容〕 ・講 演 ・グループ討論等 〔対象団体等〕（社）京都府栄養士会、（社）京都府看護協会、京都府老人福祉施設協議会、京都府介護支援専門員協議会、（社）京都府食品衛生協会、京都府医薬品配置協議会ほか 〔日 数〕 1日（1会場） 〔会 場〕 ルビノ京都	健康福祉総務課
新計画との関係	人権教育・啓発の場		随時	家庭とともに人格形成期にある幼児の養育を担う保育所職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施 〔内 容〕 講義、ワークショップ等 〔日 数〕 7日（全体研修、管理者研修、人権擁護研修等開催区分ごとの延べ日数） 〔会 場〕 府総合社会福祉会館 ほか	こども未来課
	特定職業従事者	健康福祉関係者			
	計画の推進策				
	人権問題				
保育所職員研修事業			随時		
新計画との関係	人権教育・啓発の場		随時	家庭とともに人格形成期にある幼児の養育を担う保育所職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施 〔内 容〕 講義、ワークショップ等 〔日 数〕 7日（全体研修、管理者研修、人権擁護研修等開催区分ごとの延べ日数） 〔会 場〕 府総合社会福祉会館 ほか	こども未来課
	特定職業従事者	健康福祉関係者			
	計画の推進策				
	人権問題	子ども			
児童虐待等総合対策事業			通年	児童虐待への理解を深め、市町村の児童相談担当職員等関係機関職員の資質向上を図るための研修を実施 〔内 容〕 講義等 〔日 数〕 8日（全体研修、児童相談所単位研修の延べ日数） 〔会 場〕 府家庭支援総合センター ほか	家庭支援課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	家庭、地域社会	11月	11月の児童虐待防止月間中に児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンを展開して効果的な取組を実施。 〔内 容〕 ・府児童福祉施設連絡協議会、地域スポーツ活動等と協働した啓発 等	家庭支援課
	特定職業従事者	健康福祉関係者			
	計画の推進策				
	人権問題	子ども			

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
ハンセン病対策啓発事業			6月	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）を中心とした各種啓発活動 〔内 容〕 ・ 府内高校3年生全員に啓発リーフレットを配布 ・ ハンセン病療養所入所者と中高生との交流会（8月頃） ・ ふるさと墓参等里帰り事業（10月頃） ・ 府広報誌、入所者作品及びパネルのロビー展示による啓発	健康対策課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校、地域社会	12月	京都府エイズ予防月間における各種啓発活動の強化 〔内 容〕 ・ 保健所の出張型予防教育・研修会の開催 ・ エイズ等予防啓発ボランティアグループ（紅紐）による啓発 ・ 啓発資材（ポスター、パンフレット等）配布 ・ 府広報媒体、ロビー展示による啓発 ・ エイズ検査・相談体制の拡充	健康対策課
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	患者等			
エイズに関する普及啓発事業			12月	京都府エイズ予防月間における各種啓発活動の強化 〔内 容〕 ・ 保健所の出張型予防教育・研修会の開催 ・ エイズ等予防啓発ボランティアグループ（紅紐）による啓発 ・ 啓発資材（ポスター、パンフレット等）配布 ・ 府広報媒体、ロビー展示による啓発 ・ エイズ検査・相談体制の拡充	健康対策課
健康福祉事業従事職員人権研修会			1月頃	保健福祉事業従事職員が様々な人権問題に対する認識・理解を高めることにより、府民一人一人の人権を尊重した保健福祉活動の推進を図る。 〔内 容〕 研修会 〔テーマ〕 障害者・母子・精神疾患・感染症等から選定 〔事業規模〕 50名程度 〔対象者〕 市町村及び保健所等において保健福祉事業に従事する職員等	健康対策課
新計画との関係	人権教育・啓発の場		1月頃	〔内 容〕 研修会 〔テーマ〕 障害者・母子・精神疾患・感染症等から選定 〔事業規模〕 50名程度 〔対象者〕 市町村及び保健所等において保健福祉事業に従事する職員等	健康対策課
	特定職業従事者	健康福祉関係者			
	計画の推進策				
	人権問題				

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
民生委員・児童委員人権問題啓発研修会			4月～	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を地域（保健所等）ごとに実施 〔内 容〕 講 義 〔日 数〕 10日程度（10会場程度） 〔会 場〕 未 定	福祉・援護課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	健康福祉関係者			
	計画の推進策				
	人権問題				
民生委員・児童委員協議会代表者研修会			6月	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、協議会代表者を対象とした研修会を実施 〔内 容〕 講 義 〔日 数〕 3日（3会場） 〔会 場〕 府内3ヶ所（北部、中部、南部）	福祉・援護課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	健康福祉関係者			
	計画の推進策				
	人権問題				
生活保護関係職員研修			6月 8月 11月 2月	生活困窮に至った地域住民と直接関わりを持つ生活保護関係職員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるためケースワーカー等を対象とした研修を実施 〔内 容〕 講義、グループ討議 〔日 数〕 ・新任職員研修：2日×2回 ・関係職員研修：2日×1回 ・就労支援員会議：1日×2回 〔会 場〕 府職員福利厚生センター	福祉・援護課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	健康福祉関係者			
	計画の推進策				
	人権問題				

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
生活保護査察指導員会議			6月 1月	生活保護行政を担う職員を指導する立場にある生活保護査察指導員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため指導的な役割を果たすための研修を実施	福祉・援護課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			〔内 容〕 講 義 〔日 数〕 1日×2回 〔会 場〕 府職員福利厚生センター	
	特定職業従事者	健康福祉関係者			
	計画の推進策				
	人権問題				
高齢者総合相談センターの運営			通 年	高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、各種情報を提供	高齢者支援課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会		〔内 容〕 ・一般相談（高齢者及びその家族等からの相談対応） ・専門相談（法律相談等） ・情報提供（高齢者、高齢社会等に関する各種情報の収集及び提供） 〔実施方法〕 （財）京都SKYセンター内に設置。同センターに委託	
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	高齢者			
認知症総合対策事業			通 年	認知症高齢者とその家族を支えるため、早期発見、相談対応等の体制の充実、医療・介護の連携等地域における支援体制を構築	高齢者支援課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	家庭、地域、施設等		〔内 容〕 ・認知症疾患医療センターの設置、運営支援 ・認知症サポート医の養成、かかりつけ医研修 ・認知症サポーター、キャラバンメイトの養成 ・巡回相談 ・「京都高齢者あんしんサポート企業」の推進 ・「もの忘れ封じカフェ」の推進 等	
	特定職業従事者	医師、介護従事者			
	計画の推進策				
	人権問題	高齢者			

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	
高齢者の権利擁護の推進			随 時 通 年 (権 利 擁 護 支 援 セ ン ター)	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、施設等における身体拘束及び高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築 〔内 容〕 ・身体拘束及び虐待に関する実態調査 ・身体拘束改善事例の周知 ・地域包括支援センター等職員への研修 ・京都府権利擁護支援センター（仮称）の設置 等	高齢者支援課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	施設等			
	特定職業従事者	介護従事者			
	計画の推進策				
	人権問題	高齢者			
障害者虐待及び身体拘束の防止対策			通 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築。また障害者の虐待防止に向けた研修会の開催や障害者施設における身体拘束をゼロに近付けるための取り組み事例などの施設への周知を図り、施設の取組推進と施設職員の意識向上を図る 〔内 容〕 ・京都府権利擁護支援センター（仮称）を設置し、高齢者及び障害者虐待に係る市町村支援 ・市町村職員、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等への研修 ・身体拘束改善事例の周知 等	障害者支援課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域、施設等			
	特定職業従事者	介護・福祉事業者			
	計画の推進策				
	人権問題	障害のある人			
障害者に関するシンボルマークの普及			1 2 月	障害のある人に対する理解と交流の促進に向け、障害者に関するシンボルマークの普及につとめるための取組を実施。 〔内 容〕 ・障害者週間（1 2 月）等を活用した、耳マーク、ほじょ犬マーク、ハートプラスマーク等の普及・啓発	障害者支援課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	障害のある人			

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
発達障害者支援事業			事業ごと	発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施	障害者支援課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	家庭、地域		〔内 容〕 ・発達障害者支援センターにおける取組（通年） （個別支援、他機関支援、支援ネットワークの構築、研修、啓発講演会、情報提供） ・圏域支援センター（府内6ヶ所 通年） （相談、地域支援ネットワークの構築、啓発講演会、ケース会議、研修）	
	特定職業従事者	健康福祉関係職員			
	計画の推進策				
	人権問題	障害のある人			
発達障害児等早期発見・早期療育等支援事業			事業ごと	発達障害児の早期発見・早期療育を行おうとする市町村と一緒に5歳児を対象にしたスクリーニングや事後支援を保育所、幼稚園等において実施	障害者支援課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	家庭、園		〔内 容〕 ・5歳児を対象にして、スクリーニング、相談、事後支援を実施 （専門的判断を要する部分には医師・心理士が参画） ・発達クリニックの実施（医療面からの専門的チェック・相談） 府内各保健所 ・臨床心理士、保健師、保育士・幼稚園教諭等への研修 府内各保健所、発達障害者支援センターにて実施	
	特定職業従事者	健康福祉関係職員			
	計画の推進策				
	人権問題	障害のある人			
障害者に対する理解と交流促進活動			事業ごと	障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等の実施	障害者支援課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会		〔内 容〕 ・「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催（5月） （スポーツコーナー、ウォークラリーコーナー、ふれあいコーナー） <場所： 府立丹波自然運動公園（京丹波町）> ・「障害者週間」啓発活動促進事業（11～12月） （障害者のつどい、啓発ポスター、体験作文コンクール） ・障害者芸術創造事業（芸術作品展の実施） ・全国車いす駅伝競走大会（2月） （全国規模の障害者スポーツイベント、都道府県対抗車いす駅伝）	
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	障害のある人			

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
自殺対策総合推進事業			事業ごと	苦しい人に寄り添い、支え、生きるための再チャレンジを支援するための自殺総合対策を推進 〔内 容〕 ・重点モデル事業の推進 モデル地域を設定して、実態調査、居場所カフェの設置、ゲートキーパー等による支援等、重点的な取組を実施 ・相談支援機関の連携促進 相談支援機関が連携し、臨床心理士などの専門家を中心として、悩みを抱えた人の問題解決をサポート ・自殺ストップセンター等の充実強化 いのちのサポートチーム（専門家）による伴走支援、相談者を地域で支える拠点として保健所の機能強化等 ・NPO等民間活動の支援 民間の自殺予防に取り組んでいる団体や自死遺族支援団体への支援、市町村への支援 ・「京のいのちを支えるネットワーク～いのち支え隊～（仮称）」 自殺対策を総合的に推進するための体制を行政・医療・福祉・商工等の関係機関により構成し、整備 ・府民運動の展開 自殺対策条例の制定、「京・いのちの日（仮称）」の制定等を通して、府民一人ひとりが取組に関わる府民運動に展開	障害者支援課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	家庭、地域職場			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	府民			
社会福祉施設職員等研修			5月～	子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多い社会福祉施設職員等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施 〔内 容〕 研修会 〔日 数〕 9日 〔会 場〕 京都市内他	介護・福祉事業課 （京都府社会福祉協議会）
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	健康福祉関係者			
	計画の推進策				
	人権問題				

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

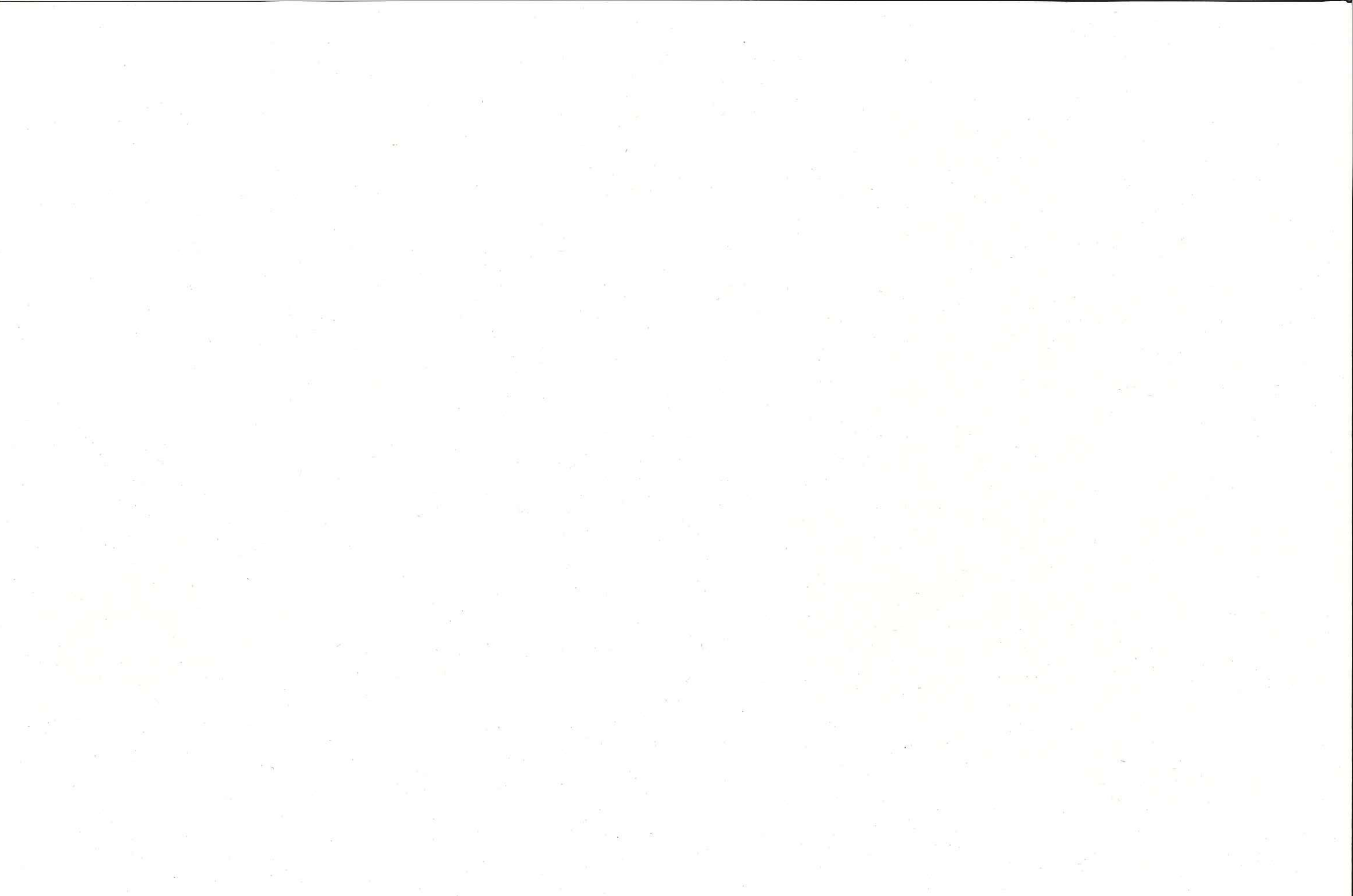
事業名			実施時期	概要	担当課（室）
社会福祉施設長研修会			7月	社会福祉施設管理者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施 〔内 容〕 研修会：社会福祉施設における人権擁護 〔日 数〕 1日 〔会 場〕 京都市内	介護・福祉事業課 （京都府社会福祉協議会）
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	健康福祉関係者			
	計画の推進策				
	人権問題				
障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくりシンポジウム（仮称）			未定	趣 旨 障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）の制定に向け、機運の醸成を図るためシンポジウムを開催する。 会 場 京都市内（テルサホールなど） 参 加 者 500名程度 当事者、家族、当事者団体、障害福祉関係者、行政関係者、一般府民	障害者支援課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	障害のある人			

商工労働観光部

所 掌 事 務	(全般) ・商業、工業及び観光等の府内産業の振興、雇用対策、職業能力開発施策、雇用環境の整備を所掌 (人権関連) ・府内企業、商工業団体等の人権意識の向上と人権に係る諸課題の解決を図る	計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
			特定職業等に従事者等	
			人権問題	

所管事項に関する課題認識	企業や商工業団体等は、自らの職場内はもとより、その活動に伴い府民生活や地域社会と関わりを持つ中で、様々な人権に関する課題に直面する機会を有することから、自ら主体となつて人権の尊重される社会の実現に取り組むことが求められる。そのため、企業等の構成員たる役職員一人ひとりが人権の尊重に係る正しい理解と認識を深め、適切な行動を行うことができるよう、意識の向上を図る必要がある。 特に、企業等への公正採用選考に係る啓発については、人権意識のさらなる高揚を図り、就職の機会均等を確保していくことが求められる。
--------------	---

取組の方向	企業や商工業団体の活動は多岐にわたり、自らの雇用、労働環境はもとより、個人情報の保護や個々の事業活動に伴う企業・職場内外の取組について、常に人権問題の意識を持って対応するとともに、機会あるごとに意識の向上を図る必要があることから、府内企業の代表者や商工業団体の役職員を対象にした人権啓発研修会の開催及び人権研修事業への支援を通じて人権啓発の取組を進める。
-------	--



【商工労働観光部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概 要	担当課（室）																									
公正採用選考啓発事業			6月	職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施 [内 容] ・公正採用選考推進旬間啓発ポスター作成（6月10日（予定）／4,000枚） ・公正採用選考推進旬間新聞意見広告（6月10日（予定）掲載／京都・朝日・毎日・読売・産経） ・公正採用選考啓発TVスポット（6月10日～19日（予定）／KBS京都、15秒×25回） ・JIS企画履歴書の配布（随時）	総合就業支援室																									
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場																												
	特定職業従事者																													
	計画の推進策																													
	人権問題																													
企業内人権問題啓発セミナー			6月 9月	企業・職場における人権尊重意識の高揚を図るため、企業の人事担当者等を対象として、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を開催 [内 容]（今後、労働局と協議の上、内容に変更の可能性あり） 事業種別 研修会の開催（講演又は取組事例発表） テーマ等 <講演> テーマ：「企業・職場における人権」 講 師：（財）世界人権問題研究センター研究員、大学教授等 <取組事例発表> 府内企業における公正採用選考の取り組み （府内企業の人事担当者など） 高等学校における取り組み （府教委、府立高等学校進路指導担当など） 事業規模 公正採用選考推進旬間（6月10日～19日（予定））に4回（府内4会場）開催 欠席企業を対象に9月中旬に1回（京都市内）開催	総合就業支援室																									
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場																												
	特定職業従事者																													
	計画の推進策																													
	人権問題																													
				<table><tr><td></td><td>開催回数</td><td>開催場所</td><td>参加者数(見込)</td><td>開催時期</td><td>備 考</td></tr><tr><td>南 部</td><td>1</td><td>宇 治 市</td><td>2 5 0</td><td rowspan="3">6 月 中 旬</td><td rowspan="3">公正採用選考推進旬間期間中に開催</td></tr><tr><td>中 部</td><td>2</td><td>京都市内</td><td>8 0 0</td></tr><tr><td>北 部</td><td>1</td><td>福知山以北</td><td>1 5 0</td></tr><tr><td>欠席対象</td><td>1</td><td>京都市内</td><td>—</td><td>9 月 中 旬</td><td></td></tr></table>		開催回数	開催場所	参加者数(見込)	開催時期	備 考	南 部	1	宇 治 市	2 5 0	6 月 中 旬	公正採用選考推進旬間期間中に開催	中 部	2	京都市内	8 0 0	北 部	1	福知山以北	1 5 0	欠席対象	1	京都市内	—	9 月 中 旬	
	開催回数	開催場所	参加者数(見込)	開催時期	備 考																									
南 部	1	宇 治 市	2 5 0	6 月 中 旬	公正採用選考推進旬間期間中に開催																									
中 部	2	京都市内	8 0 0																											
北 部	1	福知山以北	1 5 0																											
欠席対象	1	京都市内	—	9 月 中 旬																										

【商工労働観光部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
企業・職場人権啓発推進事業			11～ 2月	企業の代表者及び商工業関係団体役職員等に対し、あらゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図る。 〔内 容〕 ・講演及び啓発映画の上映 ・テーマ等 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題解決のためのテーマを検討の上、設定する。 ・事業規模 対 象 者：府内企業の代表者及び商工業関係団体役職員等 会 場：府内4会場（京都・南丹、山城、中丹、丹後）	経営支援課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題				
府営工業団地立地企業人権問題研修			未 定	府が造成した工業団地（長田野・アネックス京都三和・綾部）に立地する企業の人事・労務管理職等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。 〔内 容〕 ・人権尊重意識の高揚を図るための講演会等 ・会場 福知山市内	企業立地推進課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題				
府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業			通 年	府営工業団地立地企業の人権教育担当者等を対象に実施する研修に対して補助 【対象団体】 ・（社）長田野工業センター ・（社）綾部工業団地振興センター	企業立地推進課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題				

【商工労働観光部】

平成 2 4 年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
中小企業労働相談事業			通年	〔概要〕 ・ 解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題について、専門相談員が無料で相談（フリーダイヤル（京都府内限定）も利用可） ・ 弁護士による特別労働相談も月に 1 回実施 ・ 社会保険や労災に詳しい社会保険労務士による相談を毎週土曜日に実施 ・ パワハラ、セクハラ等、職場のメンタルヘルス問題について産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談を月に 1 回実施 〔内容〕 ・ 労働相談 ・ 非正規労働ほっとライン（社会保険労務士による労働相談） ・ 特別労働相談（弁護士による労働相談（要事前予約）） ・ 働く人のメンタルヘルス相談（産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談（要事前予約）） 〔場所〕 ・ 京都中小企業労働相談所（京都テルサ内）	労政課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題				



農林水産部

所掌事務	- 府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図る。 - 農山村における男女共同参画社会づくりの推進を図る。	人権教育・啓発の場	企業、職場
		特定職業等	
		人権問題	全般、女性

所管事項に関する課題認識	「明日の京都」に明記された「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現のため、 ①農山村地域における日常生活の中で、しっかりと人権意識を根付かせ、地域活動や生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要。 ②併せて、農山村社会における女性の能力発揮と、それが評価される環境づくり、農業経営等の方針決定への参画促進など、男女共同参画を推進していくことが必要。
--------------	--

取組の方向	府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深めるため、積極的な人権教育・啓発の取組として、同和問題、障害者問題、女性問題、子供の人権、男女共同参画など、毎年テーマを定めて研修会等を実施しており、今後も継続して実施することにより、さらに人権啓発の推進を図ることとする。 また、農山村社会における女性の能力発揮のため、起業化や経営向上のための講座やセミナーの開催など様々な活動支援を行うとともに、今後もこれらの取組を継続して実施することにより、さらに男女共同参画の推進を図ることとする。
-------	--



別記 3

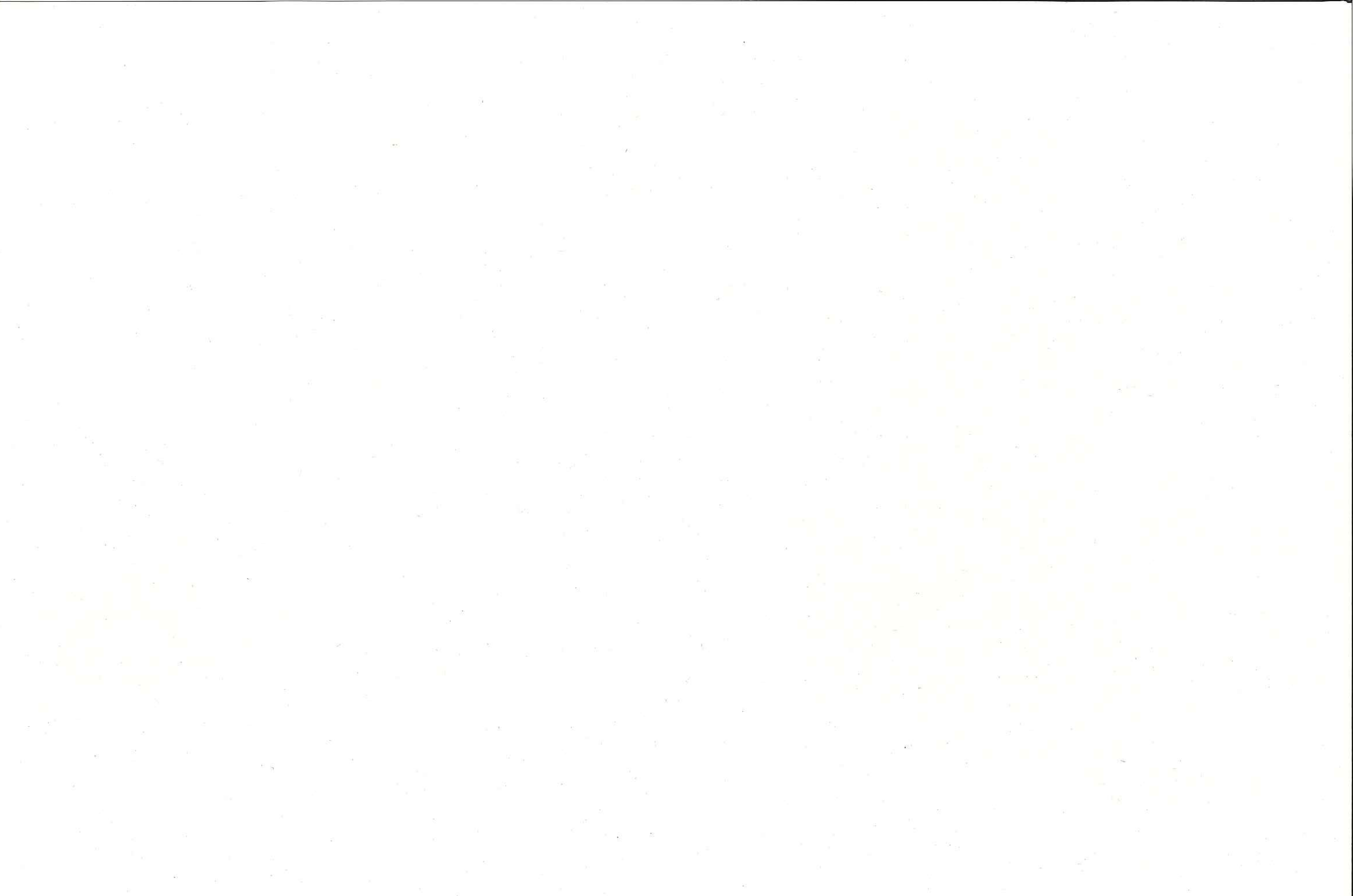
【農林水産部】

平成 2 4 年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
農林漁業関係団体職員人権啓発研修			9月～3月	農林漁業関係団体職員等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため研修を実施 〔内 容〕 毎年1回、北部会場と南部会場の2会場で研修会の実施 テーマ：未定 講師：未定 〔対象者〕 京都府内の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の農林漁業関係団体職員及び府職員 〔会 場〕 北部会場及び南部会場 参加者数：約400名	農 政 課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題				
農林漁業関係団体役職員人権啓発研修補助			4月～3月	京都府内の農林漁業関係団体が実施する人権啓発研修事業等に対する補助 〔内 容〕 研修会、講習会、資料作成等の実施に対する補助 テーマ等：未定 〔対象者〕 京都府農業協同組合中央会 京都府漁業協同組合連合会 京都府森林組合連合会	農 政 課 水 産 課 林 務 課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題				
農村女性育成事業			4月～3月	農山村における女性の地位の向上や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組支援 〔内 容〕 ・家族経営協定の締結推進 協定締結に向けた協議会の開催 ・農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた講座の開催 ・農村女性組織の育成 女性の力を活かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的としたセミナーの開催 〔対象者〕 農林業に従事する女性	研究普及ブランド課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			

建設交通部

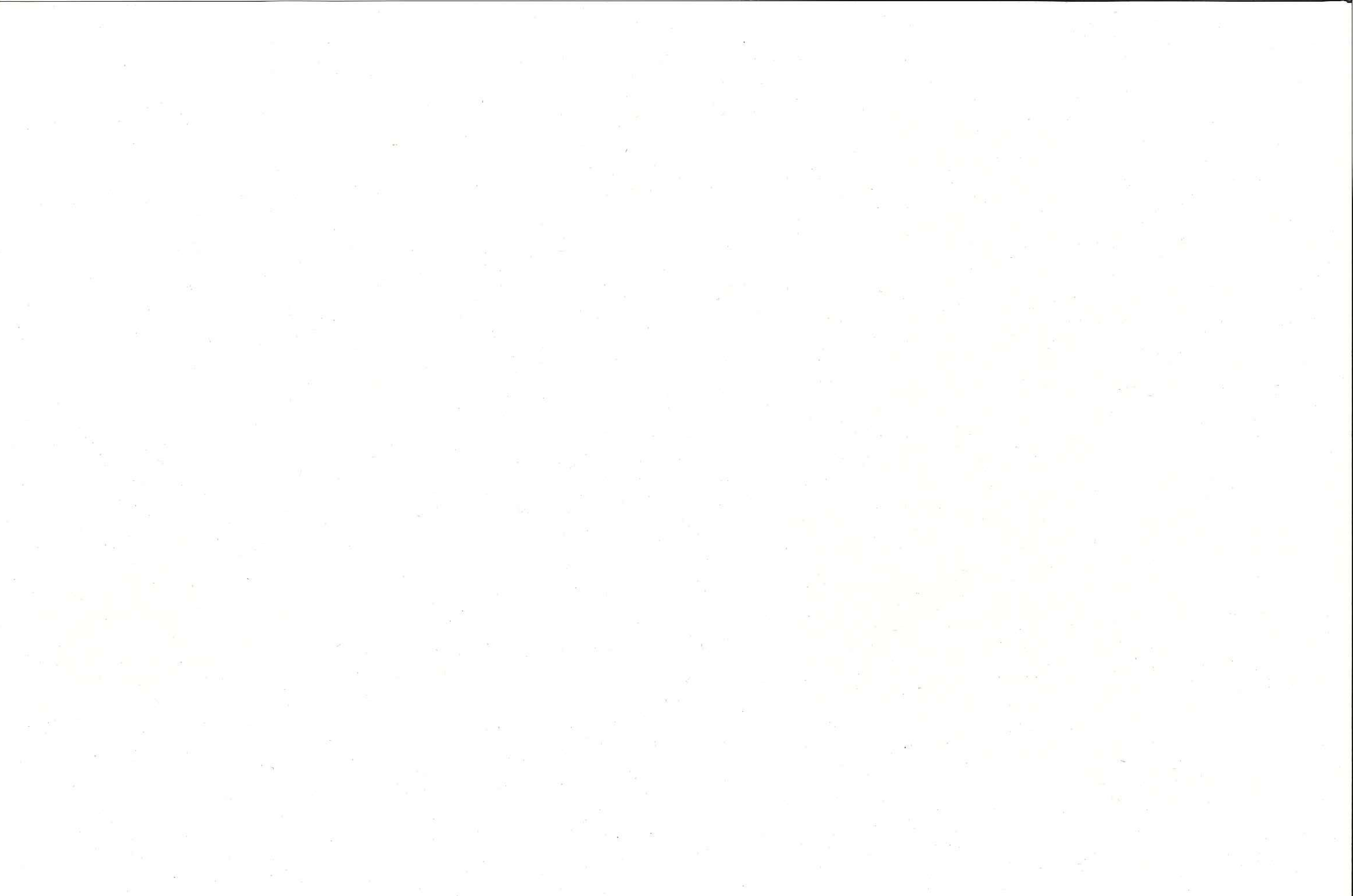
所掌事務	■ 道路、河川、都市公園等の公共施設の整備及びその管理 ■ 府営住宅の整備及びその管理 ■ 福祉のまちづくりの推進 ■ 建設業の許可 ■ 宅地建物取引業の免許 など	計画との関係	人権教育・啓発の場 特定職業従事者等 人権問題	建設業者 宅地建物取引業者 高齢者・障害者 ホームレス
所管事項に関する課題認識	■ 誰もが自由に、かつ、自立的に参加できる社会を実現するためには、公共施設や多数の府民が利用する施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があるが、このような施設の整備には相応の経費を要するだけでなく、施設利用者の理解も重要である。 ■ 建設業は、地元雇用を支える重要な産業であるため、業界の健全な発展が必要である。また、業務の危険性や専門性から、その経営者には、人権意識をはじめとした高い倫理観が求められている。 ■ 宅地建物取引業は、住居という人が生活していく上で必要不可欠な側面に携わるとともに、宅地建物取引の公正を担うものであることから、人権意識をはじめとした高い倫理観をもってその職務にあたる必要がある。			
取組の方向	■ 公共施設の整備に当たって、府民参画の中で公共施設の整備のあり方について府民と事業者が理解を深め、その方向性を見出す取組を進めているところである。その中で、ユニバーサルデザインの重要性についても府民と事業者がともに理解を深めていくこととする。 ■ 建設業については、年間2箇所、人権問題研修を実施し、人権に関する理解を深めることとする。 ■ 宅地建物取引業については、業界が例年実施している自主研修会及び宅地建物取引主任者証（有効期間：5年）の交付を受ける際受講が必要となる講習の機会を捉え、関係者に対して、啓発を行うこととする。			



別記 3

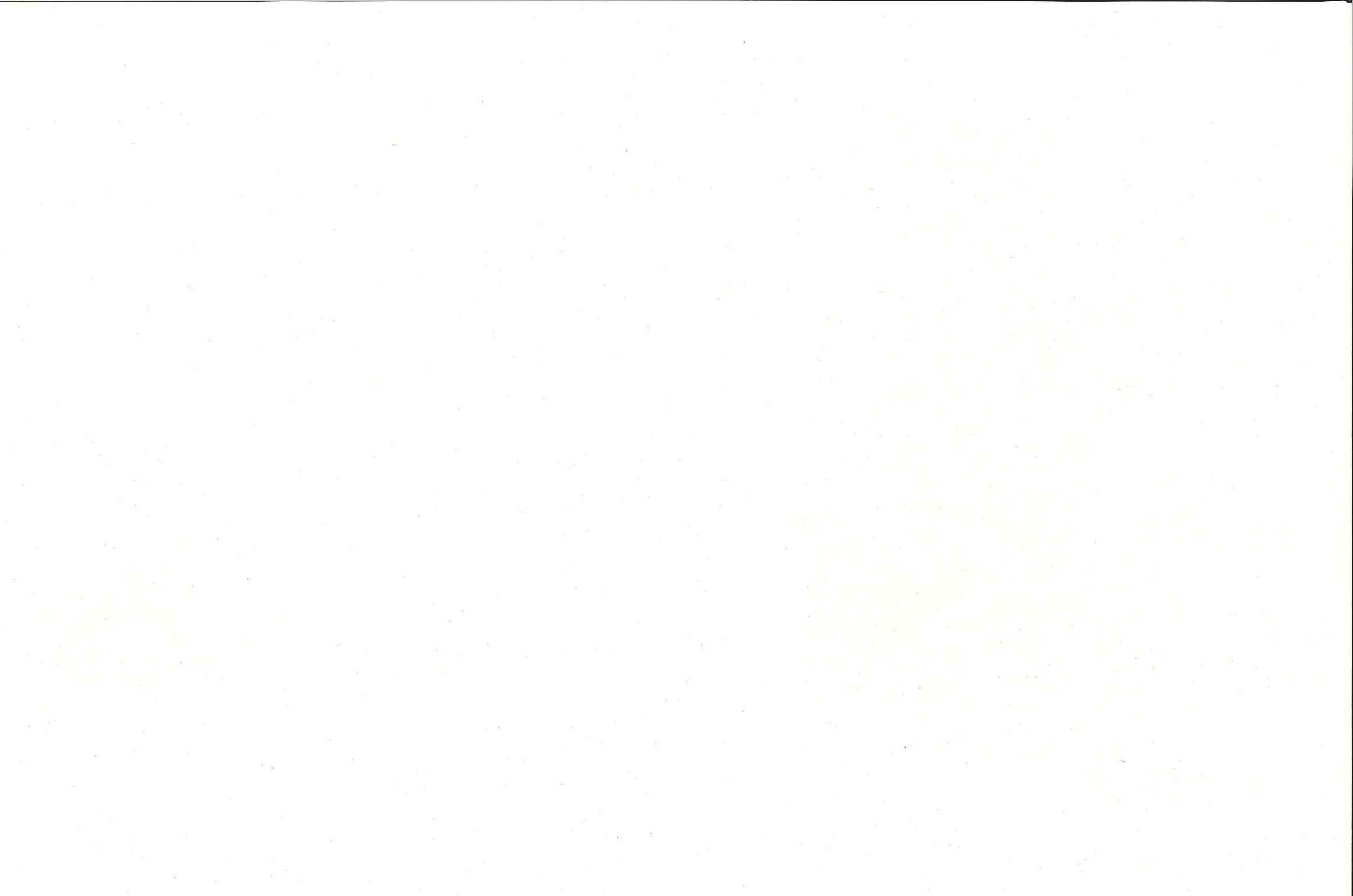
【建設交通部】

事業名			実施時期	概要	要	担当課（室）
建設業者人権啓発研修			10 ～11月 （予定）	① 事業の目的・概要 府内の建設企業等を対象に、人権への理解を深めることで人権問題の解決に資することを目的とする。 ② 内 容 ○講演会（90分程度）及び啓発ビデオ上映（50分程度） テーマ及び講師は未定 ○事業規模 対象者 府内所在の建設企業 会 場 南部会場…山城北土木事務所管内（予定） 北部会場…中丹西土木事務所管内（予定） 参加者数 南部会場…138名 北部会場…113名（H23実績） ③ 新計画との関係 「企業・職場」（第4章 人権教育・啓発の推進 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進）		指導検査課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場				
	特定職業従事者					
	計画の推進策					
	人権問題					
宅地建物取引業者人権啓発			4月 ～3月 毎月	〔事業の目的〕 宅地建物取引業者は住生活の向上に寄与する重要な社会的責務を担っていることから、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する啓発の重要性を踏まえて、業界団体研修会等の機会をとらえた指導・啓発を実施 〔概要〕 業界団体研修時に「基本的人権の尊重」について「土地調査問題」を具体事例として指導・啓発を行うとともに、従来に引き続いて「取引主任者に対する講習」でも人権問題への配慮について指導・啓発 〔内 容〕 （社）京都府宅地建物取引業協会支部研修会（4月～3月に7回実施予定） （社）全日本不動産協会京都府本部（4月～3月に1回実施予定） 宅地建物取引主任者法定講習会（毎月開催予定（24年度…全23回））		建築指導課
新計画との関係	人権教育・啓発の場					
	特定職業従事者					
	計画の推進策					
	人権問題					



教 育 庁

所 掌 事 務	(学校教育) ・学校教育における人権教育の推進 (社会教育) ・府民の自発的な学習活動の推進・人権意識の高揚	計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場 特定職業等 人権問題	学校・地域社会 教職員・社会教育関係職員
所 管 事 項 に 関 す る 課 題 認 識	「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、人権という普遍的文化を構築するため、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度や実践力をはぐくむことが重要であり、同和教育などあらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の充実を図る。 また、社会教育における同和教育の成果と手法への評価を踏まえ、同和問題など、あらゆる人権問題の解決に向け、府民の自発的な学習活動を推進し、人権意識の高揚に努める			
取 組 の 方 向	(学校教育) 教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にした教育の推進を図る。 また、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎と、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を培う。 (社会教育) あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。			



【教 育 庁】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	要	担当課（室）
人権学習実践事例集作成			通 年	平成17年度から5か年計画で作成してきた「人権学習資料集」を、より効果的に活用することにより、各校の人権学習を充実するために、「人権学習実践事例集」を作成		学校教育課 （人権教育室）
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校		〔内 容〕 人権学習資料集を活用した、効果的なカリキュラムをまとめた「人権学習実践事例集」 〔数 量〕 5, 000部 〔配布先〕 京都府内の中学校全教職員・小学校・府立学校、市町（組合）教育委員会等		
	特定職業従事者					
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備				
	人権問題					
人権教育資料作成 （人権教育進路保障資料）			通 年	経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、府の援護制度一覧を作成し、府内の学校等に提供		学校教育課 （人権教育室）
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校		〔内 容〕 家庭訪問等で活用できる府の援護制度一覧 〔数 量〕 20, 000部 〔配布先〕 小・中・府立学校・市町村・保健所等相談機関等へ配布		
	特定職業従事者					
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備				
	人権問題					
人権教育研究推進事業 （人権教育研究指定校事業）			通 年	人権意識を培うための学校教育のあり方について、幅広い観点から実践的研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努め、その成果を府内全体の学校に波及		学校教育課 （人権教育室）
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校		〔内 容〕 文部科学省指定（国） 〔指定校〕 京都府立南陽高等学校（平成24年度） 〔研究主題〕 「生徒が身近に感じ、主体的に取り組める人権教育の創造－新たな視点からのアプローチ－」		
	特定職業従事者					
	計画の推進策					
	人権問題					

【教 育 庁】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
人権教育研究推進事業 （人権教育総合推進地域事業）			通 年	基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図り、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を実施 文部科学省指定（国） 〔指定市町村〕 京丹後市（大宮中学校区）（平成24年度） 〔研究主題〕 「自他を尊重し、自ら学ぶ意欲を育てる教育をめざして」	学校教育課 （人権教育室）
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校・地域社会			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題				

【教 育 庁】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	要	担当課（室）															
教職員研修事業			通 年	教職員自らが確かな人権意識を持ち実践すること、人権問題についての理解と認識を深めること 人権教育に関する知識・技能の向上を図ることを目的とした研修の実施 〔内 容〕 ○京都府総合教育センターにおける研修		学校教育課															
				<table><tr><th>研修区分</th><th>対象者</th><th>研修内容</th><th>講 師</th><th>研修方法等</th></tr><tr><td>基本研修 （教職経験 年数別研修）</td><td>教職員</td><td>・人権教育に係る知識及び 技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用 等</td><td>・センター職員 ・府内の教職員 ・学識経験者</td><td>・講義 ・実践発表 ・研究協議 ・演習</td></tr><tr><td>専門研修 （領域等・ 職能別研修 等）</td><td>教職員</td><td>・人権教育に係る知識及び 技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用 等</td><td></td><td></td></tr></table>	研修区分	対象者	研修内容	講 師	研修方法等	基本研修 （教職経験 年数別研修）	教職員	・人権教育に係る知識及び 技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用 等	・センター職員 ・府内の教職員 ・学識経験者	・講義 ・実践発表 ・研究協議 ・演習	専門研修 （領域等・ 職能別研修 等）	教職員	・人権教育に係る知識及び 技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用 等				
研修区分	対象者	研修内容	講 師	研修方法等																	
基本研修 （教職経験 年数別研修）	教職員	・人権教育に係る知識及び 技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用 等	・センター職員 ・府内の教職員 ・学識経験者	・講義 ・実践発表 ・研究協議 ・演習																	
専門研修 （領域等・ 職能別研修 等）	教職員	・人権教育に係る知識及び 技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用 等																			
				○学校における人権研修 対象者：教職員 研修内容：年間研修計画に基づき計画的・系統的に実施 ・人権教育を推進していくための認識の深化を目指した研修 ・人権学習の教材及び指導方法に関わる研修 ・様々な人権問題の現状と課題を理解するための研修 ・保護者啓発を兼ねたPTAとの合同研修 等 研修方法：講義、講演、研究協議、ワークショップ、フィールドワーク																	
				○京都教育大学への派遣研修 対象者：教職員 研修内容：人権教育に関する専門的知識及び技能を修得するための研修																	
				○独立行政法人教員研修センターでの研修 対象者：教職員 研修内容：人権教育に関する国内外の動向や、人権教育に関する効果的な指導方法等に関わる 研修																	
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校																			
	特定職業従事者	教職員・社会 教育関係職員																			
	計画の推進策	指導者の養成																			
	人権問題																				

【教 育 庁】

平成 2 4 年度人権教育・啓発事業実施計画

事 業 名			実施時期	概 要	担当課（室）
トータルアドバイスセンター 設置事業			通 年	不登校やいじめなど学校教育に関すること及び子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く、児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員（精神科医、臨床心理士）、家庭教育カウンセラー（臨床心理士）、教育相談指導員、京都府総合教育センター研究主事が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施 〔内 容〕 教育相談 〔実施方法・相談時期〕 電話教育相談：毎日 24時間対応 来所教育相談 毎週月～金 10:00～17:00 巡回教育相談 月 1 回程度（各教育局等） メール教育相談	学校教育課 社会教育課
新 計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	家庭			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	子ども			

【教 育 庁】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
人権教育推進事業 （人権教育指導者研修会）			9月 12月	京都府内の社会教育関係職員等を対象に、地域の実情に即した学習課題を明確にしながら、あらゆる人権問題の解決に向けて学習活動を推進するために必要な指導者の資質向上を目的とする研修会を2回に分けて実施 〔対象者〕 社会教育主事、社会教育指導員、人権教育関係職員、識字学級指導者、学校教育関係者 社会教育関係団体等 〔研修内容〕 ・様々な人権問題の現状と課題 ・視聴覚資料や講義形式の学習と参加型学習を組み合わせた研修 等 〔講師〕 ・社会教育課社会教育主事、府内の教職員、学識経験者、行政関係者 他 〔研修方法等〕 ・演習（視聴覚資料や講義形式の学習と参加型学習を組み合わせた内容） ・実践報告・実践交流	社会教育課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会			
	特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員			
	計画の推進策	指導者の養成			
	人権問題				
人権教育推進事業 （人権教育（教育局別）行政担当者等研究協議会）			通 年	各教育局が、人権教育指導者研修会等の成果を踏まえながら、関係機関との連携を図り、人権に関する課題解決の方策についての研究協議を行うとともに、管内市町村の人権に関する取組状況の情報交換を実施 〔対象者〕 各市町村社会教育・人権教育行政担当者、学校教育関係者、人権教育推進協議会指導者等 〔内 容〕 ・人権に関する課題解決の方策についての研究協議 ・管内市町村の人権に関する取組状況等の情報交換 ・人権教育に関する研修会 〔実施回数〕 各教育局毎3回程度 〔その他〕 ・社会教育課と各教育局の担当者が指導者の育成について積極的に連携をとり、各市町の人権研修会等の取組を交流するなど、府全体の人権教育推進の方策について考える機会とする。	社会教育課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会			
	特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員			
	計画の推進策	指導者の養成			
	人権問題				

【教 育 庁】

平成 2 4 年度人権教育・啓発事業実施計画

事 業 名			実施時期	概 要	担当課（室）
人権教育推進事業 （学習教材・啓発資料整備）			通 年	生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材や啓発資料等の整備を推進 〔内 容〕 学校、地域社会、家庭、企業・職場等あらゆる場面で人権について学ぶことができるよう、人権学習資料・視聴覚教材等をはじめとする学習教材を整備	社会教育課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会			
	特定職業従事者				
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備			
	人権問題				
森と小川の教室推進事業			通 年	障害のある子どもも一緒に自然の中で共同生活を行うことを通して、心のふれあいを深めながら支援する心を培うなど、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動をとおして、自立心、主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施 〔内 容〕 キャンプ及び自然体験活動、 スタッフ研修会、親子説明会、体験発表会等 〔対象者〕 府内の小学 4 年生～中学生、特別支援学校小学部 4 年生～中学部までの児童生徒	社会教育課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	障害のある人			

警察本部

所 掌 事 務	(警務課) ・ 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関すること。 ・ 犯罪被害者等給付金に関すること。
	(教養課) ・ 職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関すること。 (少年課) ・ 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。 (生活経済課) ・ 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。 ・ コンピュータ・ネットワーク・セキュリティ関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 (警察学校) ・ 基本課程の教養に関すること。 ・ 一般職員課程の教養に関すること。 ・ 専門課程の教養に関すること。

計画との関係	人権教育・啓発の場	
	特定職業等 従事者等	警察職員
	人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	警察職員は、警察活動を通じて広く府民と接することから、人権に対する一般的な認識を深めることはもとより、犯罪捜査等に伴って支援を行う犯罪被害者等をはじめ、聴覚言語障害者等身体に障害を持った方々に対する理解を深めることにより、府民の立場に立った警察活動の推進を図る必要がある。
--------------	--

取組の方向	採用時に研修を行う警察学校では、警察職員として一般的に必要な人権に関する教養を行うほか、警察署等への配置後については、業務ごとに実施する専門的な研修や職場での小集団活動を通じて、警察業務と関係する個々具体的な人権問題についての理解を深め、人権を尊重し公平な職務執行に努める。
-------	---



【警察本部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
採用時教養における人権教養			通年	① 事業の目的 新たに採用した警察職員に対して、その職務の遂行に必要な基礎的な知識、技能及び体力、気力を修得させるとともに、社会人として必要な人権に対する認識を深めることを目的とする。 ② 実施概要 ○ 実施場所 警察学校 ○ 対象者 新たに採用された警察職員 ○ 実施内容 ・ 同和、男女共同参画社会に関する問題 ・ 女子差別、児童の権利に関する問題 ・ 高齢者疑似体験等を通じた社会的弱者に対する理解の醸成	警察学校
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	警察職員			
	計画の推進策				
	人権問題				
職務倫理教養			通年	① 事業の目的 警察職員一人一人がその職責の自覚を深め、国民の信頼と期待に応える警察活動を日々推進するために、必要な倫理観、使命感及び責任感を醸成することを目的とする。 ② 実施概要 ○ 実施場所 警察本部及び警察署 ○ 対象者 全警察職員 ○ 実施内容 ・ 職務倫理教養教材（人権に関する諸問題）を活用した教養 ・ 具体的事例に基づいた人権に関するグループ討議等の実施	警察本部教養課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	警察職員			
	計画の推進策				
	人権問題				

【警察本部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
犯罪被害者支援担当者研修会			4月	① 事業の目的 警察署において犯罪被害者支援を担当する警察官に対して、具体的な支援事例や効果的な支援方策等を教養することにより、被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図ることを目的とする。 ② 実施概要 ○ 実施場所 警察本部 ○ 対象者 警察署犯罪被害者支援係の担当者等 25名 ○ 実施内容 ・ 犯罪被害者等基本計画について ・ 被害者支援業務の推進上の留意事項について ・ 犯罪被害者等給付金裁定事務に関する留意事項について ・ 被害者支援情報管理システムの操作要領について ・ 被害者支援に係る効果的事例の発表及び検討 等	警察本部警務課犯罪被害者支援室
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	警察職員			
	計画の推進策				
	人権問題				
ブロック別犯罪被害者支援担当者等研修会			6月 10月	① 事業の目的 警察署の犯罪被害者支援係員と共に被害者支援要員の中から中核的立場にある警察官を指定して、専門的な体験型実戦訓練を行い、被害者等の心情に配慮した現場支援活動の推進を図ることを目的とする。 ② 実施概要 ○ 実施場所 警察本部 ○ 対象者 警察署犯罪被害者支援係員及び警察本部指定被害者支援要員等 延べ115名 ○ 実施内容 ・ 被害者支援業務の推進上の留意事項について ・ 被害者遺族の具体的対応要領と遺族の心情に関する教養等 ・ 性犯罪被害者の具体的対応要領と被害者の心情に関する教養等	警察本部警務課犯罪被害者支援室
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	警察職員			
	計画の推進策				
	人権問題				

【警察本部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
セクシュアル・ハラスメント 相談員研修会			11月	① 事業の目的 セクシュアル・ハラスメント防止対策を徹底し、職員の能力が発揮される良好な職場環境を確立することを目的とする。 ② 実施概要 ○ 実施場所 警察本部 ○ 対象者 セクシュアル・ハラスメント相談員 140名 ○ 実施内容 ・ 講義 ・ 事例発表 ・ DVD視聴 等	警察本部 警務課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	警察職員			
	計画の推進策				
	人権問題				
手話講習			7月 2月	① 事業の目的 障害者の心情に配慮した警察活動を推進する施策の一環として、警察署等において直接市民に接する警察職員に対して、手話技能を習得させることにより、適切な市民応接の推進を目的とする。 ② 実施概要 ○ 実施場所 警察本部 ○ 対象者 警察本部、警察署に勤務する警察職員 約65名 ○ 実施内容 ・ 習熟技能別の受講コース分けによる手話技術の向上 ・ テキスト、ビデオによる窓口業務に直結した手話表現の習得	警察本部 教養課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	警察職員			
	計画の推進策				
	人権問題				

【警察本部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
新計画との関係	新規性犯罪指定捜査員研修会		6月	① 事業の目的・概要 新たに性犯罪指定捜査員に指定された女性警察官（刑事課員を除く）に対し、性犯罪捜査における被害者の身体的・精神的負担の軽減を図り、被害者の心理状態に配慮した捜査活動を推進するための実務能力の習得を目的とする。 ② 実施概要 ○ 実施場所 警察本部 ○ 対象者 新たに性犯罪捜査に従事することとなった女性警察官 約25名 ○ 実施内容 ・ 実務的な性犯罪捜査要領 ・ 被害者支援に関する教養 等	警察本部捜査第一課
	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	警察職員			
	計画の推進策				
	人権問題				
新計画との関係	性犯罪指定捜査員研修会		11月	① 事業の目的・概要 性犯罪指定捜査員に指定されている捜査活動に従事する女性警察官に対し、性犯罪被害者の心理状態に配慮した適切な捜査活動を推進するための専門的な教養を実施し、さらなる実務能力の向上を目的とする。 ② 実施概要 ○ 実施場所 警察本部 ○ 対象者 性犯罪捜査に従事する刑事課勤務の女性警察官 約30名 ○ 実施内容 ・ 専門的な性犯罪捜査要領 ・ 被害者支援に関する講義 等	警察本部捜査第一課
	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	警察職員			
	計画の推進策				
	人権問題				

【警察本部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
犯罪被害者支援			通年	○ 指定被害者支援要員制度等各種制度の確実な運用 ○ 捜査過程における被害者の二次的被害の防止・軽減 ○ 犯罪被害者等の再被害防止等の安全確保	警察本部警務課犯罪被害者支援室
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	警察職員			
	計画の推進策				
	人権問題				
犯罪被害少年等に対する支援事業			通年	① 少年相談業務の充実 ○ 電子メールを活用した少年相談業務の推進 ○ 少年相談電話（ヤングテレホン）の効果的な運用 ② 少年心理分析の実施 ○ 臨床心理士による継続的な少年相談の推進 ○ 少年心理分析顧問によるカウンセリング技能の向上	警察本部少年課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	警察職員			
	計画の推進策				
	人権問題				
インターネット事業者等に対する指導及び利用環境の整備			通年	○ インターネット関連事業者への指導及び連携の強化 ○ インターネット環境の健全化 ○ インターネット利用者のモラル向上	警察本部サイバー犯罪対策課
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	警察職員			
	計画の推進策				
	人権問題				

